

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月11日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
同意第8号の上程、説明	6
承認第4号の上程、説明	7
議案第45号の上程、説明	7
議案第46号の上程、説明	8
議案第47号の上程、説明	9
議案第48号の上程、説明	10
議案第49号の上程、説明	11
議案第50号の上程、説明	11
散会の宣告	12

第 2 号 (12月12日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
前 田 孝 議員	15
大 城 佐 一 議員	17

金城 勇 議員	25
安里 重和 議員	30
東 武久 議員	32
吉濱 覺 議員	34
散会の宣告	43

第 3 号 (12月13日)

開議、散会の日時	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	45
事務局出席者	45
議事日程	46
開議の宣告	47
同意第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	47
承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	47
議案第45号の質疑、委員会付託	48
議案第46号の質疑、委員会付託	48
議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	48
議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
諸般の報告	53
散会の宣告	53

第 4 号 (12月15日)

開議、閉会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	58
議案第45号及び議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	58
議案第47号～議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	60
陳情第9号、陳情第11号、陳情第14号、陳情第15号及び陳情第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63
陳情第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	66

意見案第 10 号及び意見案第 11 号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	67
意見案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	70
意見案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	72
意見案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	73
決議案第 3 号及び意見案第 15 号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	75
閉会の宣告	78
署名議員	78

平成29年第9回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年12月11日
会期 5日間
閉会 平成29年12月15日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月11日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明終了後全員協議会（30年度予算について・意見書について）
12月12日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月13日	水	本会議	午前10時	同意第8号質疑、委員会付託省略（即決） 承認第4号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第45号及び第46号質疑、総務常任委員会付託 議案第47号～第50号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時30分	陳情第17号経済建設常任委員会（検討～採決）
		委員会	午後1時30分	議案第45号及び第46号総務常任委員会（説明～採決） 陳情第9号及び陳情第11号～第16号総務常任委員会 （検討～採決）
12月14日	木	委員会	午前10時	議案第47号～第50号予算審査特別委員会 （説明～採決）
12月15日	金	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数 5日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
9	平成29年8月30日 (継続審査)	国保県単位化における国保 制度改善を求める意見書の 採択についての陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
11	平成29年9月11日	「30人以下学級完全実現」 を求める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	総務常任委員会
12	平成29年9月11日	過度な競争になっている 「学力推進運動」を改め、 子どもたちに豊かな教育を 求める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	総務常任委員会
13	平成29年9月11日	学校における「集団フッ化 物洗口導入」に反対する陳 情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	総務常任委員会
14	平成29年9月11日	学校教職員の労働環境の改 善を求める陳情	沖教組国頭支部 執行委員長 銘苺 満	総務常任委員会
15	平成29年10月11日	子どもたちの未来を守るた めの施策を求める要請（陳 情）	沖縄県母親大会実行委 員会 共同代表 瀬底律子・ 久手堅幸子・金城幸子	総務常任委員会
16	平成29年11月10日	介護の現場と県民の生活を 守るために介護保険制度の 改善、介護従事者の処遇改 善をすすめ国の責任で介護 報酬など財源の確保を求め る陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
17	平成29年12月4日	地元産品奨励及び地元企業 優先使用について（陳情）	大宜味村商工会 会長 宮城 弘隆	経済建設常任委員会

平成29年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成29年12月11日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成29年12月11日 午前10時00分)

散 会 (平成29年12月11日 午前10時28分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 8 号	大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について	提 案 説 明
6	承 認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
7	議 案 第 4 5 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提 案 説 明
8	議 案 第 4 6 号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	提 案 説 明
9	議 案 第 4 7 号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提 案 説 明
10	議 案 第 4 8 号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提 案 説 明
11	議 案 第 4 9 号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提 案 説 明
12	議 案 第 5 0 号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	提 案 説 明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、着席。おはようございます。
ただいまから平成29年第9回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 東 武久議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月15日までの5日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しをしてください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
9月定例会後の行政報告を行います。

9月17日に第2回の村小学校・中学校の合同運動会が開催されました。
18日には新100歳慶祝訪問を屋古区の宮城ハツさんの自宅で行いました。
19日にはプールの落成式を行っています。
26日には交通安全村民大会を開催しております。
10月1日には村陸上大会が国頭村で開催されました。
2日には農業委員の任命式を行いました。
4日から6日まで全国道の駅鳥取大会に参加をしました。
それから7日、8日にはやんばるの産業まつりがあり、村の物産のPRをすることができました。
15日には一心会運動会に参加をしています。
20日、21日に九州治水宮崎大会に参加をしています。
11月11日には八重山一心会の創立50周年記念式典に参加をしています。
17日には簡易水道全国大会、20日には治水事業全国大会に参加し、要請をしています。
11月27日から30日まで、東京において、治水砂防大会・町村長大会・水産業大会・国保大会に参加し、政府機関に要請を行ってきました。
その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。
9月22日まで発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますので御参照ください。
以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎同意第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 同意第8号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第8号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所 大宜味村字塩屋424番地

氏名 島袋 一道

昭和27年11月19日生

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村固定資産評価委員会委員の死去に伴い、後任を選任するため地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である平成30年3月31日まででございます。

なお、履歴書等を添付してございますので御参照を願います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第4号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

9月28日の衆議院解散により、10月22日に施行されることとなった第48回衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に係る所要額について、選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により歳入歳出予算補正を衆議院議員選挙費で317万9,000円の補正を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、第9回定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものであります。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第45号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要がある、この案を提出する。

なお、内容につきましては、課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

（神里富松総務課長 登壇）

- 総務課長（神里富松） 議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成29年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくもので、勤勉手当の支給割合を100分の10、または100分の5を引き上げた上で、平成30年度以降の6月及び12月の支払割合を同

じにする改正及び給料表の改正となっております。

第1条では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を「100分の85」から「100分の95」とし、100分の10引き上げ、再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の40」から「100分の45」とし、100分の5引き上げる改正となっております。また、行政職給料表及び医療職給料表の改正も行っております。

第2条では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を「100分の95」から「100分の90」とし、100分の5引き下げ、再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の45」から「100分の42.5」とし、100分の2.5引き下げる改正となっております。

附則では、この条例中、第1条の規定は公布の日から施行し、勤勉手当に関する規定は平成29年12月1日から適用し、別表第2、行政職給料表及び別表第3、医療職給料表に関する規定は、平成29年4月1日から適用するとしております。第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしております。さらに給与表の内払いの規定も附則では定めております。

なお、説明資料に新旧対照表等を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大宜味村子ども医療費助成条例（平成11年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

（助成の方法）

4、第1項の規定にかかわらず、母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収される費用への助成についてはこの限りではない。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

提案理由

未熟児養育医療費（母子保健法第21条の4第1項）の自己負担金による納入義務者への個人負担を軽減するため、この案を提出する。

なお、詳細につきましては、委員会で説明いたしますので御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,582万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,494万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、6,582万8,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページお開きをお願いします。

13款国庫支出金4,640万8,000円の増額ですが、主なものとして、沖縄北部連携促進特別振興対策事業費補助金の増であります。

14款県支出金823万5,000円の減額ですが、主なものとして、沖縄振興特別推進交付金の減であります。

15款財産収入104万5,000円の減額ですが、主なものとして、学校跡地貸付料の減であります。

20款村債2,380万円の増額ですが、過疎対策事業債の増であります。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書2ページお開きをお願いします。

2款総務費197万8,000円の減額ですが、主なものとして、企画費の基本設計業務委託料の減額、戸籍住民基本台帳費の増によるものです。

3款民生費699万1,000円の減額ですが、主なものとして、子ども・子育て支援費の幼保連携総合施設整備基本設計等委託業務の減によるものです。

4款衛生費358万3,000円の増額ですが、医療費助成による補助費の増によるものです。

7款商工費5,939万円の増額ですが、主なものとして、観光費の増によるものです。

8款土木費1,396万円の増額ですが、主なものとして、道路維持費の800万円、宅地造成費の261万9,000円の増によるものです。

以上、歳出の主な概要でしたが、なお、議案第45号の条例改正に伴うもの、あるいは職員の状況に応じて歳出のほうで給与等の改正があります。各款に増減がありますので、よろしくお願ひします。

4 ページには、地方債の補正を記載しております。限度額 1 億6,318万円から2,380万円を増額し、1 億8,698万円になっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明いたします。

今回の予算補正は、歳出のみとなっております。

予算書1ページお開きください。第1表で説明します。

1 款総務費ですが、国保制度改正に伴う費用や支払う予定額の増額による、102万7,000円の増額となっております。

2 款保険給付費ですが、主に退職被保険者等療養給付費の見込み額が減ったため293万8,000円の減額となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、主に高額医療費拠出金の見込額がふえたため、176万6,000円の増額となっております。

11 款、償還金ですが、保険料の返還額がふえたため、14万5,000円の増額となっております。

詳細については、委員会で課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,581万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で水道手数料滞納繰越分26万7,000円の増額、歳出で主に一般管理費の光熱水費の138万1,000円の増額、備品購入費の41万4,000円の減額による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第50号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳出の光熱費の48万4,000円の増額、及び工事請負費の100万円の減額補正となっております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

(午前10時28分)

平成29年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成29年12月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年12月12日 午前10時00分)

散 会 (平成29年12月12日 午後2時50分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 根謝銘グスク発掘調査の進捗状況と年次計画について。6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） おはようございます。それでは根謝銘グスク発掘調査の進捗状況と年次計画について質問をいたします。

平成28年度から学芸員が配置され発掘調査業務が進められていると思います。現在のその業務の進捗状況と過疎計画期間の最終年次である平成32年度までの年次計画についてお伺いをいたします。

また、根謝銘グスクの村の文化財指定についてはどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） 教育長。
（米須邦雄教育長 登壇）

- 教育長（米須邦雄） 御質問にお答えいたします。

根謝銘グスクの調査につきましては、平成28年度に国庫補助申請を行い、平成29年度村内遺跡発掘調査事業として採択を受けました。本年度の調査概要は、平成30年度以降に本格的に実施を見込む試掘調査の準備段階として、遺跡・遺構及び遺物の現状把握のため踏査調査及び文献調査を実施しております。踏査調査の結果、グスク時代相当と思われる石積み遺構を確認していますが、部分的には近現代に形成されたと思われる石積みもあり、今後の試掘調査により明らかにする必要性があります。

なお、今後開催予定の発掘調査検討委員会において、次年度以降の試掘調査の方法などの計画を策定してまいります。年次計画につきましては、平成30年度、31年度の試掘調査を踏まえ、平成32年度に調査資料の解析等を行い、第1次の調査報告書の作成を予定しております。また、継続して平成33年度、34年度に試掘調査を行い、平成35年度に第2次の調査報告書をまとめ、平成36年度より史跡指定の調整を進めていく予定であります。

2点目の村の文化財の指定につきましては、村の指定第1号としまして、平成17年10月1日に大宜味村の猪垣、第2号に平成19年3月1日に塩屋ウフンチャのハスノハギリが指定されておりますが、それ以降の指定がありませんが、現在1件については作業中であります。

村内において、文化的価値の高い重要なものについて、その保護、活用のため村指定を進める必要があります。今後の村指定に向けた候補について調査中であり、村民の貴重な財産として文化財の指定を進めてまいりたいと考えております。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今の教育長のお話ですと、この過疎計画、最終年次の平成32年度までは発掘調査が全て終了することではないと。平成36年度以降まで時間がかかりそうだということですが、そうすると平成32年度以降の次期過疎計画の中にもこれはまた恐らく盛り込まれていくだろうと思うんですが、こういう調査状況を村民は現在どうなっているかということを知りたいわけですか。何らかの、あじま〜とか、そういうところでも現在進行しているもの、状況をひとつ掲載していただけたら幸いかと思いますけれども、その辺の配慮をお願いしたいと思っています。

それでこの文化財保護条例と、それに伴う規則についてお伺いしておきたいんですが、文化財保護条例は昭和50年に制定されたのが平成19年に全部改正されたわけですね。しかし、その条例を受けての施行規則というのが昭和50年、そのままなんです。するとこの条例を受けて、施行規則で指定しようという話になってくると、时期的なずれというのは指摘せざるを得ないんですね。先ほど教育長がおっしゃっていましたが村指定天然記念物の2件についても、一方では条例に適合するけれども、じゃあこの規則の中では適合するかということになると、非常に整合性がとれていないという意見も出てくるんです。どうしてそのような指定ができたかという疑問が出てくるんです。これは、条例と施行規則はきちんと整合性が整うように整備しておかないと、今後指定とかいろいろやる場合には難しいと思います。それは皆さん御存じだと思いますけれども、今本当に第1号、第2号の指定をされたものが一方は条例で適用されて、一方は施行規則で適用されているような状況になってきているものが出てきているんです。条例と施行規則は不離一体ですから、一緒じゃないと申請されても果たして文化財保護審議会はどのような審議をしてきたかというのに疑問を持つわけですし、その辺、苦言を呈しておきたいと思いません。その条例と施行規則の整合性を持って、そのための整備についてどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思いません。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

○ 教育長(米須邦雄) お答えします。

たしか議員おっしゃるように、条例と、今現在のところ規則のほうが、整合が図られていない状況にあります。これは条例のほうの平成19年3月に、全部改正したときに規則のほうまでうまく整合が図れるような改正がされなかったということを一応認識しております。この件につきましては、早目にその条例と整合がとれるような規則の改正を行っていきたくと思います。

○ 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) ひとつ前向きに、これ整備していただきたいと思えます。先ほど具体的に申し上げる予定だったんですが、この文化財保護条例施行規則の第2条では、指定の申請について、第2条に規定があるわけですが、条例第10条1項の規定によるとあるんですが、この施行規則は昭和50年です。平成19年3月の全部改正された保護条例には10条というのは出品公開ということになっておられるんです。全然合わないんです、その辺が。それと条例の中で第2条の4号の史跡というところがあります。史跡とは貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いものをいうということで史跡の規定がある。しかしこの従来の施行規則の中では、分類されている中では史跡というのがあらわれてこないんです。施行規則を検討する場合にはその辺もひとつ掘り下げて、検討して施行規則の規定をきちんとすべきだと思うんですが、その辺、課長もきのう話しているからおわかりだと思うんですが、ひとつその辺も考慮しながら施行規則だけ整備していくのか、条例もあわせて総合的にやっていくのか、その辺の考え方を最後にお伺いして質問を終わりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） 前田議員の質問にお答えしたいと思います。

御指摘どおり、先ほども教育長が申しあげましたように、平成19年度の条例改正のときに同時に規則も改正すべきものを怠ったというところがあるかと思われまます。その中でも単純な条例に対する規則の条例の条、単純な改正に対する、条例の第何条という部分とか、そういった全ての見直しを行ってやっていきたいと思っております。そこでまた文言等も、条例においては定義として有形、無形、民俗等、指摘等ですね、そういったものを定義として説明しているところによりまして、6分類等を掲載されております。その施行規則の中ではまた文化財の種類として4項目、そういうところで整合性等、また説明の補足的なところもあるかと思しますので、条例も含めて、また規則も含めてちゃんと見直して施行規則の改正、また必要があれば条例の改正等も含めて見直してまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に自動体外式除細動器（AED）について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） では、一般質問していきたいと思っております。

自動体外式除細動器（AED）について。

心臓の突然死の主な原因に、心筋の動きがばらばらになり、心臓のポンプ機能が失われる心室細動がある。心室細動は、発生から1分ごとに救命率が7%から10%下がると言われ、いかに早く救命措置を行うかが生死を分けることとなります。心室細動の危機から命を守るには、強い電気ショックを与えて心筋のけいれんを除去する電氣的除細動が最も効果的だと言われているのがAEDです。平成27年第2回定例会で質問したことについて、再度下記のことについてお伺いいたします。

1、各区において維持費負担を含めた設置希望調査を実施したか。

2、心肺蘇生法やAEDの救命講習会は実施されたか。

3、学校統合前に各学校にあったAEDは現在どうなっているのか。その分は教育長からの答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） おはようございます。大城佐一議員にお答えいたします。

平成27年第2回定例会以後の各区においての維持費負担を含めた設置希望調査を実施したかということにつきまして、実際には実施は行っておりません。

また2番目の心肺蘇生法やAEDの救命講習会は実施されたかにつきましては、総務課において全職員を対象に実施したことはありませんが、塩屋トリムマラソンの開催前に役員、役場職員も含めて実施をされております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 御質問にお答えいたします。

統合前の5校にありました5個のAEDは、現在、4個は学校のほうに、1個は教育委員会事務局のほうに配置している状況であります。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 各区における維持費を含めた調査はまだ実施されていないことですが、前回これを質問したときは、やっぱり維持費がかかるということで大変予算的にも懸念しているような答弁であったんですが、それは各区、本当にどういう状況をもって、希望されるところもあるかもわからないし、その辺はきちんと、こういった維持費の負担は各区で大丈夫なのか。そして A E D の器具は何かの事業でも対応できるような格好で持って行って、ぜひその辺はもう一度、希望調査をしてからやっていただけたらと思います。これはなぜ質問したかということ、せんだってあった議員との懇談会の中、意見交換会の中で、これは塩屋校区のほうで心臓を患った経験がある中でこういう質問が出て、本当に不安に思っていることを解消できるような方向に持っていけたらと思っております。この平成27年度の答弁には、田嘉里区において、役場で試験的に対応して、維持管理費は区費で賄うということを経験的に導入したわけですが、その辺の維持費のやりくりとか、その辺の状況がわかればお聞かせをお願いしたいと思います。

あと2番目の心肺蘇生法や A E D の講習会は総務課においては、トリムマラソン大会の前にはやったということがあったんですが、これは役場庁舎にもあるわけですから、人というのは、心臓発作というのはいつなるとき起きるかわからないし、各職員全員がこういった心肺蘇生法や A E D の使用などをわかってもらえなければ、これは目の前で人がパッと倒れたとき、本当にパニックになって、どうなるかわからないような状況になりますので、その辺は経験が実を結ぶこともありますので、ぜひお願いしたいと思います。この件については、なぜ救命講習会が必要かということ、分遣所も、前回も言ったんですが、分遣所が東村に移ったことによって、時間的なロス、先ほども言ったんですが、この心室細動の救命率が1分ごとに7%から10%下がるということは、5分では50%、そのぐらいのハンディがあるわけです。いかに A E D を使った措置とか心肺蘇生法をやっておけば、いくらかは救命率も上げることができるわけです。常日ごろからこういう訓練はやられたほうがいいんじゃないかと思っております。

あと3番の学校の A E D はどうなったかということで、その辺も意見交換会の中で学校にあったものはどうなっているかとあったものから、これは常々私も統合前にいろいろ、これは質問をしてきたわけですが、そのときの答弁では確かに5個は…、今4個は学校にあると言っていたんですが、どこどこに配置しているのかその辺を答弁をお願いしたいと思います。5個でそのときの配置は体育館も、あと運動場に1つと要望はしたんですけれども、どうなっているのか、今どこに設置されているかわかりませんので、その辺の設置場所をお願いしたいと思います。今の件について執行部をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 大城佐一議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、希望調査を今後どうかということですが、実際に、やっぱり維持管理の面で各区も厳しい判断もあるのかなと思います。行政としても、役場としてもいろんな場所に、身近な場所にあったほうがいいという判断もあるわけですので、各区の区長にも確認しながら配置できる方法でやっていこうかと思っております。その前に区長にも、各区の意見も聞いて、現在、田嘉里区において以前から配置しているわけですが、役場のほうで購入して維持費は区でもってもらうという条件で入れたという経緯があります。それで同じような条件でもいいのか各区の区長とも話してやっていければいいかと思っておりますので、これについては今後実施していきたいと思っております。

それと維持費ですが、田嘉里区において、区のほうで維持費をもっているわけですが、パットというんですか、それが交換の時期があるということもあって、使用されると新たなものに変えなければいけないということで、やっぱりその分で何万円かかかっているということも聞いております。

それと講習についてですが、当然役場のほうにも設置されています。自分たち総務課のほうでは管理してなくて、これは住民福祉課のほうでやっているんですが、住民福祉課では平成27年3月定例会の以前に、講習の云々は職員向けにやったということを聞いています。今質問が平成27年2月以降ということもあって、それで講習はそれ以降のものはトリムマラソン大会において、実行委員会の中で話が出て役員を対象に、距離を伸ばしたというところもあって、それで実施したというのを聞いて最初の答弁ではそういうお答えをしております。実際、全職員が使えるような講習をやっつけていかなければいけないのかなとは思っています。田嘉里区の場合も年1回の3カ年連続でやったということを聞いています。講師は国頭地区消防職員2名が来てやったと聞いています。そういうことであれば、こちら、役場のほうでも消防行政事務組合と連携しながらやっつけていけたらいいかと思っております。私のほうからは以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） それでは学校でのAEDの配置について御説明したいと思います。

5台ございまして、その配置につきましては、1つは小学校の保健室、小学校の校長室前の玄関ホールに1台、それから中学校の職員室、それと体育館に1台、以前プールに1台配置して計5台ということになっていましたが、プールの利用が時期的なものがあるということと、教育委員会としても管理すべき機器であるということもあって、学校との調整によって最近幼稚園と併用ということで1台移動しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま総務課長から答弁がありました。この維持費ですね、維持費の問題は大変厳しい財政ではありますが、前回の答弁書を見ると5台で32万8,000円かかっていると答弁されているんですが、1台当たり大体6万ちょっとですか。というふうにかかるということではありますが、話を聞いてみますと、バッテリーとかパットの問題だと思えますが、いろいろこのバッテリーとかパットに関しても値段に差があるわけです。高いものから安いものまでいろいろありますが、一番利用されているものが、7万円ぐらいのものが一番使われているというふうに出ています。7万円だとせめてこれの50%オフにするとか、3分の1、3分の2を補助するとか、そういったことも念頭に入れて今後の人命を助けるためにも、ぜひ考慮してほしいと思います。前回も言ったんですが、石垣の例では消防が一括交付金で購入して、143カ所ですか、おととしの時点ですけれども。現在は調査していなかったものですから、おととしで143カ所に対応して、この維持費、バッテリー、パットの交換に関しては全て消防が負担しているというふうに、消防からの返事がファックスで届いております、問い合わせをしたらですね。だから石垣に関して、救急ステーション制度ということでこの143カ所全てが入っているわけです。そこには観光客もたくさん来るし、一般の人、誰が使っても、どこのものでもすぐ使えるようにこういう制度をつくっているみたいなんです。だから大宜味でも田嘉里が試験的にされているんですが、村内でも前回副村長も答弁で交番とかという話があったんですが、まずは村内でも塩屋の交番、また津波ではファミリーマート、結の浜ではローソン、喜如嘉では喜如嘉駐在所にでも。24時間稼働できるような、使えるような場所に試験的に配置してはどうかと思っております。

あと講習会ですね、講習会も今年度のものは、これは去年の出初め式のデータから見ると、いろいろ、小学校は、村内の小学校も、各小学校あるわけですね、これは役場の住民福祉課とあったんですが、民生委員とか福祉協議会、田嘉里区とかはやられている。役場の全体的なものとしてはないわけです。だから、これはコースも普通救命講習と入門コースとか上級救命コースとかいろいろあるわけなんです。やっぱり1回ぐらいは見て、自分でやればどうにか頭に入るわけなんです。これは一、二回ではだめだと思います。これ私も前に救命講習を受けて、こういった修了書をちゃんと持っております。これは期限が切れて何の役にも立ちません。2カ年ごとに講習は受講してくださいということでありますので期限は切れておりますけれども。一、二回ではできませんので、今後もぜひこういった講習を続けるような方向でお願いしたいと思います。あと学校も子供だからと心肺停止はないと思ってはいるんですが、やっぱり子供にも突発的な心臓の病が起こる可能性もありますので、ぜひこういう対応を今後よろしくお願いして一般質問を終わりたいと思いますが、何か最後に村長からでも言うことがあればお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 平成27年第2回定例会でもお答えしたんですが、各公民館というのは常勤の職員がいるところとないところもあります。せっかく設置しても、それがなかなか、本当にいつでも使えるかといったら、その状況にない公民館等もあります。そのあたりも含めて調査はしていきたいと思います。それで24時間いつでも使えるということになった場合に、前回もお答えしたんですが、喜如嘉、塩屋の駐在所、あるいはファミリーマート、ローソンあたりにも協力をお願いしながら、また道の駅、そのあたりも含めて検討はしていきたいと思います。せっかく設置したからにはうまく活用できなければ宝の持ち腐れになる可能性もありますので、そのあたりも含めて検討をしていきたいと思います。

講習については、繰り返し繰り返し講習を受けなければなかなかうまく使えないだろうと思います。そのあたりを含めて、どの場所が一番講習に適しているのかということも含めて検討はしていきたいと思います。例えば1月に行われる福祉まつり、産業まつりと一緒に行われるわけですが、そのあたりで村民を含めての講習等もあり得るのかなという。そのあたりも含めて効果的な講習会ができるように検討していきたいと思います。

予算については、さっき7万円の話があったんですが、現在、学校で使っているAEDは毎月5,200円の十二月、その5台分が予算計上されております。それはリースとしてそのあたりかかるだろうと思います。それとリースということで機材代は含まれていないと思うんですが、購入した場合にまたどういう状況なのかということも含めて検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 議員がおっしゃるとおり、AEDはすぐには使いません。そういう意味で、講習等が非常に重要になってくると思います。この辺は今後、十分検討して、誰でも使えるような体制づくりに努めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で自動体外式除細動器（AED）についての質問を終わります。

次にター滝の活用と平南川駐車場について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ター滝の活用と平南川駐車場について。

大宜味村では、急速に観光地として注目されつつあるター滝を、本村に相応した環境保全型観光振興の拠点とすべく、平成27年度に平南川駐車場を整備した。

整備後は、今までにまして平南川流域・ター滝には多くの観光客が訪れるようになり、悪天候時における災害や滑落等の事故への明確な対応策は未整備であり、来訪者から収益を得る体制も整ってなく、このような問題を解決し平南川駐車場が持続可能な地域振興の拠点として機能できるよう、平成29年度から有料化し、その収益によって駐車場の管理と周辺環境の保全を効果的・継続的に行う仕組みづくりに取り組む方針に基づいて「大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を上程したが、平成29年4月21日第4回臨時会及び平成29年6月15日第5回定例会において、二度も賛成少数で否決されたことは大変残念でなりません。

そのような中、平成29年9月28日にター滝において転落死亡事故が発生したことに心苦しい思いがします。もし、前述の条例が可決制定されていれば、防げた可能性のある事故ではなかったかと思っております。

それも踏まえて、村としてター滝を活用した観光の拠点づくりや平南川駐車場の管理を今後どのような考えがあるかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 大城議員の質問にお答えします。

まずは、村管理河川ター滝において死亡事故が発生したこと、私としましても心苦しく、亡くなられた方への御冥福をお祈り申し上げます。

さて、ター滝につきましては、現在の状況となる前からも観光的に利用がなされ、ごみや環境への負荷、ガイドの体制などについて問題点が挙がっておりました。

やんばる国立公園に指定されたこと、今後、世界自然遺産地域として登録されますと、観光客も増加し、さらなる地域への負荷がかかってくるのが予想されていることもあり、ター滝の活用と保全の観点も含めて、大宜味村エコツーリズム推進地域全体構想の取り組みとあわせて、ルールづくりなどの整備に向けて取り組んでいるところです。また、駐車場につきましては、やはりどうしても管理体制が必要であると考えております。

今年度実施しました調査において、ゴールデンウィークから11月までの報告で駐車場利用台数が1万台を超えております。観光利用で活用されている状況で、村の施設管理費の支出だけではなく、収支のある事業を見込んでいることでもありますので、今後は管理を民間事業者へ委託するなど、シルバー人材等活用による雇用創出にもつなげていきたいと考えております。

また、公園の設置及び管理に関する条例の改正について再検討し、今後、提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長から答弁がありましたが、5月から11月まで約1万台の車が利用しているということであり、大変利用者が多いということでもあります。一番、このター滝は村においても、今後、観光で村の利益になるような魅力ある観光地になると思っております。ぜひ今後とも条例を上程して、実施できるような方向に持っていけたらと思っております。このター滝を利用するに当たり、上程する中で、企画観光課から4月の否決の後に課長のほうから配られたものがありますが、その中において、私もこの中から一部抜粋して、先ほど述べたようなことを書いたわけですが、本当にちゃんとした平南川駐車場とター滝を整備して観光にやっていくような村の姿勢は目に見えますので、

その熱意を今後とも切らすことなく頑張ってもらいたいと思います。こういった資料を見てみますと、平成20年度からいろいろやってきているわけですが、取り組みはしてきているわけですが、観光による地域おこしを目指して、独自の創意工夫をし、また明確なビジョンを立てて地域独自の資産、資源をブランド化した観光振興の取り組みで雇用の創出、地域経済活性化を促すような取り組みが今後必要ではないかと思っております。

ひとつ、観光に関する文書でいいのがありましたので、そのまま読みますから参考にさせていただければと思っております。多くの地域で、観光のために農業を使うことがグリーンツーリズムだと考えている。こうした発想だと修学旅行向けの農業体験や農家民泊以上の取り組みにならない。しかし農業のために観光を使う、先ほどと逆なんですね。観光のために農業を使うんじゃなくて、農業のために観光を使うと考えればその可能性は多様であり、観光は農産物のピーアール手法として非常に効果的に使うことができると。自分が経験した農産物の思い出は非常に強くなり、参加者は口コミで発信源にもなってくる。また販売促進の手段としても使える。農作業を体験した人は必ず土産を買っていくし、リピーターにもなる確率も高い。つまり地域の自然を守ったり、地域の農業を元気にしたりといったまちづくりのため、この地域を元気にしていくために観光を手段として活用するということの発想に立つことで、観光の多様な可能性が見えてくるというふうに、これはいいあれじゃないかということで参考に読ませていただいたんですが、私、このター滝の平南川駐車場も、あれを見ると、観光を拠点とした整備ということでもあります。先ほど言ったみたいに、逆の発想、整備したことを観光で使うという発想を持って、いかに駐車場もちゃんとした1万台という台数があるわけですから、村の自主財源も乏しい中で、いかに村に入ってくるお金を探していくかということも、ぜひ探してやってもらいたいと思っております。

これからの観光も、観光の依存型だけじゃなくて、自律型、ジリツの「リツ」は律儀の「律」で、自律型に持っていく方向にやったほうがいいんじゃないかと思っております。これも旅行業依存型の観光集客じゃなくて、地域主導型の観光で、地元で企画した観光商品を買ったりとか、行政依存の地域振興からまた、住民が主体性を持って参画できるような観光の取り組みとか、そういったものを依存型から自律型に転換するようないろんなアイデアを出して浸透していったらと思っております。これからもこの間、目玉になるター滝、平南川について、どのような方向性を今現在持っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ター滝の駐車場については、一括交付金で大宜味村観光周遊ルート形成整備事業、その一環として整備しております。平成24年に周遊ルートの実施計画が策定され、平成26年に用地購入、そして実施設計等を踏まえて、平成27年に整備を行っております。そのもとになったのが平成23年度の環境共生型観光地形成支援事業、その報告書のもとに駐車場が整備されております。その中で駐車場の整備は必要であると。それとそこに金が落ちる仕組みをつくってほしいと、そういう報告書があります。それをもとに駐車場も整備されておりますので、やはり歳入歳出に伴った事業を完結する上でも利用料というのは必要かと思っておりますので、そのあたりを含めて今後検討はしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今度、この整備について検討していくということですが、これは話を前に戻すんですが、委託というか、これは駐車場の条例が制定されて、もしもされていれば、こういった

滑落の事故も管理のもとに、大げさに言えば、委託した方がどういう方向性を持っているかわからないんですが、そこにいろんな事故に対する防犯とか、これはカメラを設置するとプライバシーの件もあるんですが、命を守る安全保障からは固定カメラを、こっちに入る人に事前に知らせて、事故を防ぐためにはカメラも設置していますとか、そういった注意も促しながら、いろんなことが事故防止の点からもできると思いますので、その辺の御検討をお願いしたいと思います。これも津波校区での平南川駐車場、これも議員との意見交換会の中で質問があったわけですが、いかに地域の、こちらで地域のものも活用していろんな商売というか、売ってですね、地域で金儲けができるような話が出ていたんですが、やっぱりいろいろ見てみますと、ター滝ということで調べてみますと、いろんな旅行会社がたくさんター滝を宣伝しているわけです。そこにこういった自然との触れ合い、ター滝でやった後にはまた大宜味村の3カ所のそばうどん、長寿食ですか、そういったものもちゃんと絵に出してピーアールしているわけなんです。皆さんもこれは調べてわかると思うんですが、やっぱりこういった平南川を散策して咳が治ったとか、やっぱり癒やされると。こういった自然の中でのあれがあるとか、いろんなまた、あれは何という、あんまり詳しくないんですが、ロコミじゃなくてツイートとかいろいろありますよね。あれのいろんな方向に出ています。その中でもこっちはリバートレッキングというんですか、余りこういったことはわからないが、リバートレーニングとか川を散策するような事業と思うんですが、大宜味村の観光マップを見ると、ネクマチヂ、あの辺は散策トレッキングということでアピールしているわけですが、そういったものもこれは恩納村の業者がやっていると思うんですが、案内して、集合は現地集合なんですね。平南川の駐車場に集合して、これは大人1人当たり4,800円から5,500円ぐらいでこのリバートレッキングというのをやっているわけですが、その辺は多分ガイドも地元じゃないと思うんです。よそから来てやっていると思うので、お互いガイド育成ということで一括交付金でなのか、育成した事業があると思うので、そういったものいろいろ加味して、ガイドも地域でやってもらえればこういったトレッキングの費用もできると思うんですが、よそから来てよそからやるあれはどうか、これは誰でもできる体制になっているのか。村内の人じゃないとできないとか、この規制は全くないわけなのか、そこら辺、何でこういう利用者がいるのに地元の人ができないのか、その辺は今後のター滝と平南川駐車場を利用して、大宜味村がここから栄えるような、観光収入が出るように発展するように、今後公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程するのか、その辺をお聞きして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 今幾つかの提案と質問的なものをいただきました。

まず今回の質問の文面の中にもこの条例が制定、整備されていたら事故が起きなかったのかということもありましたので、そういったところも含めて、こちらから話をしたいと思いますが、河川は河川法に位置づけられるものがありますが、ター滝のような村の管理になっている普通河川は基本的には自由使用というものがあまして、何か特定の占用許可をするときには占用許可のもので河川法が適用されていくということで、基本的には自由使用、どなたでも利用できる。なので今回の事故に関しても自由使用の中で起きた事故だと思われま。

また、エコツーリズムのツアーをやっているガイドも自由使用の観点から、今ではまだどなたでも利用できるような状況になっているということになります。それでその条例が整備されたら事故は防げたのかということに関しては、必ずしも条例整備で事故が防げたものではないかと思いますが、ただし、

この条例が整備されて管理体制が駐車場でしっかり体制が整っていれば、初動が早くなって、事故の対応については早く対応できたかもしれないということは思っておりますので、これから条例整備をしながら、今後のター滝の活用に私たちが村として何ができるかということ。また観光利用で、これからは世界自然遺産国立公園というところからも人がふえるというのも想定されていますので、それに対応できる体制をつくらなければいけないということで、その1つとして駐車場を、管理体制を強化していく必要があると考えております。

また、利益についてですけれども、利益とか村外のガイドの方がこちらを利用しているということについては、村民、私たち行政のほうももっともっと意識をしながら、どのようにして村に利益をもたらすかということを考えなければいけません。これについては、村外の方が利用して、村外に利益を持っていっていますので、ター滝をまた1つの例として、私たちが整備した駐車場で利益を上げられる仕組みをまずつくっていく、それがそのほかに波及効果をもたらしていくものではないかと考えております。

それから総合的に、観光振興というところからすると、平成21年度に大宜味村の観光振興基本計画を策定しておりますが、先ほどの農業を活性化するために観光があるんだよという話をいただきましたけれども、観光振興は総合産業でもあるということでも位置づけておりますので、いろんな分野、ブルーツーリズムを含めて、農業、エコツーリズム、森林ツーリズムとかそういったところも含めて、総合産業でこれからもやっていきたいということであります。また、ルール等をどのようにしていくかということで、エコツーリズム推進全体構想というものを今手がけているところで、先日から各字説明会が始まっておりますので、この地域でのルール、事業者へのルールというものも定めながら、また特定観光資源というものを定めると、ター滝など、特定観光資源になると誰でも入れるということではなくて、利用ガイドを定めるなど、登録ガイドですね、登録ガイドじゃないと入れないとかそういった制度を設けることができますので、そのあたりについてはこれからしっかりと整備をやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 条例制定についていろいろありますけれども、実はこの事業については先ほど副村長が申しあげましたように、観光ルート整備事業という形でこのター滝の駐車場、あるいはトイレ、シャワー室整備を行っておりますけれども、実際には本当にこのルート整備事業をしていくための一括交付金を計上して、議員の皆さんにも了解を得てこの整備事業を進めていこうということでやってきましたけれども、やはり条例制定されない限り、なかなか徴収ができないということで、いまだにシャワー室が使われていない状況であります。先ほどもありましたように、防災カメラを設置することにおいて、どの辺で事故がある、どの辺で遭難しているというふうな状況がわかるような仕組みづくりを事業を進めていこうということでやっておりますけれども、やはり条例が制定されないためにこの事業についてはしばらく保留にしようということで事業変更の手続をとったところです。先ほどからありますように、世界遺産に向けて多くの皆さんがやんばるの森林にいろんな形で観光に訪れると思います。そのためには、皆さんの安全のためにも行政としてはしっかりした避難場所とか、あるいは通っていく道の安全性を確保しなければならないということもしっかりと考えていかなければならないんじゃないかと思っております。できるだけ早い時期にこの整備をしなければできないのは、条例の制定をしっかりと、議員の皆さんの理解を得てしっかりとやって、この事業をもう一度見直しながら観光につなげていけたらと思っております。

先ほど農業との兼ね合いもありましたけれども、我々第4次計画の中で大宜味型体験滞在プログラムという事業がありましたけれども、その中でも高齢化している中でミカンの収穫が十分できない、そういうことを観光の民泊事業の皆さんを連れてきて収穫するという仕組みづくりもこれから必要だと思います。いろいろありますけれども、とにかく平南川の整備については早い時期にルールづくりをしないと、先ほどありますように村外のそういう観光の皆さんが大宜味で儲かって、村内では事業できないということになると大変残念だなという思いをしておりますので、ぜひともそういうことができるようなルールづくりを村の管理する河川ですから、ぜひ進めていきたいと思っております。その辺の条例制定についてはしっかりと皆さんの意見も聞きながら進めてまいりますのでひとつ御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時03分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 金城 勇 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に大川川・ガジナ川の河口閉塞の対策について。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） おはようございます。大川川、これは改善センターのそばの川ですね、ガジナ川、これは前田食堂のそばの川です。その河口閉塞の対策について伺います。

大川川やガジナ川において、砂等によって河口が塞がれ、降雨時に、雨が降ったときに川の水が排出されずに家屋や農地、道路などが浸水する。また、海水が川に入り込んでそれらの場所に浸水することがたびたびあります。浸水するたびに、またはそのおそれがあるたびに住民から対策をしてほしいとの声があります。これまでの行政の対応、対策はどう行われてきたのか。またこれからの取り組みについて伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 金城議員の質問にお答えします。

議員御承知のとおり、大川川及びガジナ川においては、河口閉塞が台風時や冬場の波浪警報時など、雨量が少ない場合、河口付近の砂が堆積し集落で低地部の一部家屋などの床下浸水被害が生じております。行政として、これまでも災害重点箇所として認識しているところではありますが、現状、抜本的な対策に施すまでには至っておりません。

村としても住民の財産を守るため、パトロールによる確認をしながら、天候不良時にはできるだけ早急に河川の砂を除去し、浸水被害を防ぐため、重機による河口付近の土砂撤去を行い、対応に努めているところで、繰り返し発生する災害にどう対処していくかが検討を重ねているところです。

また、普通河川であることから村管理の河川となり、河川法による国庫補助事業が今のところ見つかっておりません。抜本的対策として工事を行うのであれば、多額の費用を要することから国庫補助メ

ニューを探っているところですが、予算を確保することは非常に厳しい状況にあります。そのため、これまでも沖縄県に対し要望書等を提出してきましたが、よい回答はいただいております。

そこで村としては、今後も沖縄県と協議をし、抜本的対策ができないか考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 先ほど村長から答弁ありましたように、これまでは職員の皆さんも大潮のときや大雨のとき、重機での作業やスコップを持って、課長を初め職員たちが頑張っている姿には御苦労さまでありますし、感謝しております。先ほど村長がおっしゃったように、それでは抜本的な解決にはなっていないわけです。この問題は、村長が就任して平成26年度行政懇談会においても、津波区や喜如嘉区で早くこの問題を解決してほしいという声がありました。そのときの回答で、砂、財産及び海岸管理は県であると。県へ何度も要請していると。それから砂の除去だけでは抜本的な解決になっておらず、導流堤の設置事業は普通河川での国庫補助事業がありません。県に要望したいと考えている。平成26年度以前からもありますが、その時点から全然善処していない、いい方向に進んでいないというのが現状なんです。だから被害にあわれた方々からは本当に家を持ち上げるわけにはいかないし、浸水した畳をとりかえる気にもなれない。また農地等においては安心して作つけもできない。それから汚水も混ざって浸水してくるので、衛生面でも非常によくないわけですよ。そういった問題をもっともって当事者の身になって、我々議会もそうですけれども、行政も一緒になってこの問題解決に取り組んでいかなければならないと思います。いま一度、この抜本的な解決を講じるために、やはり行政と議会が一緒になって県や国、関係機関に要請していく必要があると思います。そこでいま一度、今後の取り組みについてもっといい方法がないのかどうか。先ほど答弁のありました多額の予算がかかるかもしれませんが、その予算の確保なり、河口閉塞防止に向けた方法なり、いろんな知恵を出し合って専門家なりの講習などを計画したり、そういった面で当事者からすれば本当に待てない問題なんです。そこをもっと積極的に我々も、行政もやっていかなければいけないと思います。そこでもっと積極的な答弁をいただきたいんですが、村長いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。私も常に県の河川課あるいは関係機関、海岸防災課と調整をしながらお願いしてきているわけですけれども、特に治水九州大会あるいは治水防災全国大会に私も代表で国に対する要望等の機会がありまして、そのときに常に河口閉塞の件は要請書として提出をしております。最近では県の政策参与のほうともその話をしましたところ、ぜひ近いうちにこういう河口閉塞で懸念している市町村が一堂に会してこういう協議をして、その対策をぜひ考えていきましょうという話が参与のほうからありました。参与においては、参与が町長の時分にこの対策で県にやってもらったよという話もあって、その辺はやはり県の各市町村の、そういう河口閉塞で悩んでいる市町村が一体となって県に要望すると可能性はあるんじゃないかという思いをしております。近いうちにぜひこういう話し合いの場を持てるように進めていきたいと思っております。ただ、その会を持つまでも時間がかかりますので、村としては今担当課のほうで対策を、当面はこういう形がいいんじゃないかという考えを持っておりますので、担当課長のほうから少し答弁させたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ **建設環境課長（新城 寛）** 金城議員の御質問ですね、先ほど村長からも答弁がありましたように、なかなか抜本的な対策がとられていないと。当課においても職員を初め、いろいろ考えているところです。それで抜本的対策ができないか、この間はパトロールの強化を図りながら、浸水時における排水対策がとれないかどうか、今考えているところです。それで先ほどあった重機によるのはもちろん、若干の工法でプレスト管という排水管あたりをまずは設置してみようかということで、次年度の予算に上げていきたいと考えております。その間、また先ほどありましたように県への要請、さらにほかの補助事業メニューがないのか、そこら辺を探りながらどうにかやっていきたいと。基本的には導流堤の設置が必要かと思えますけれども、先ほども述べているように、本当に多額の金が必要になっています。その部分について、県と協議を重ねながらこれまでできなかった部分、どうにか対応していくよう村長を初め考えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ **議長（平良嗣男）** 4番 金城 勇議員。

○ **4番（金城 勇）** 村長と課長から前向きな答弁をいただきましたが、やはりこの件については、村民が安心、安全で暮らせるように、いま一度、全行政を網羅して取り組んでいただきたいと思ひます。また方策として、ただ河川の増水とかということではなくて、やはりこれは自然災害にも当たると思ひますので、この自然災害という観点からいろんな事業が模索できないか、そこら辺も検討していただきたいと思ひます。本当にこの件については、先は長いかもしれませんが、いつも念頭に置いて村民のために取り組んでいただきたいと思ひます。この件に関しては終わります。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で大川川・ガジナ川の河口閉塞の対策についての質問を終わります。

次に世界自然遺産登録に向けての村の取り組みについて。4番 金城 勇議員。

○ **4番（金城 勇）** 世界自然遺産登録に向けての村の取り組みについて。

奄美・徳之島・沖縄本島北部及び西表島において世界自然遺産登録を目指しております。本村議会においても調査研究が必要であるため、世界自然遺産調査特別委員会を設置しました。調査特別委員会で平成29年11月12日から13日に西表島・竹富町役場で視察研修を行いました。西表島での現地視察・野生生物保護センターでの登録に向けての取り組みや課題などの説明を受けました。貴重な自然環境を保護しながら、どう利用していくかが重要だと言っておられました。竹富町役場においては、町の観光の概要と登録に向けての取り組み状況を説明していただきました。竹富町においても自然環境を理解し、未来に向けて自然を守り、その存在をアピールしていく。将来にわたって島の自然・文化を守る仕組みを得るために登録を目指す。地域が一体となった行動計画が急務であり、守り方や生かし方は地域とともに決めなければならないと説明がありました。

去る10月15日から16日にかけて国際自然保護連合（IUCN）調査員による視察がありました。世界遺産の可否の検討は今後もさまざまな観点から行われるようです。

大宜味村においては登録に向けてどう取り組んでいるのかお伺ひします。

○ **議長（平良嗣男）** 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ **村長（宮城功光）** 金城議員の質問にお答えします。

世界自然遺産への登録がなされると、どのようなことが地域で必要になるかということが議論されてきました。世界自然遺産地域での事例なども踏まえますと、世界自然遺産という名前のもとに多くの観光客が訪れることが想定されます。

そのような中で、地域の受入体制として、その地域に合った受入体制の構築により推進していくことが望ましいと考えております。

本村では、その受入体制構築のため、エコツーリズム推進地域全体構想作成に向けて取り組んでいるところです。エコツーリズム推進地域全体構想とは、自然環境、地域の文化などを持続可能な形で活用していくことができるようにしていくための地域ぐるみのルールづくりでございます。それとあわせながら、ガイド等、人材育成や観光拠点整備としてやんばるの森ビジターセンター整備事業を、北部連携促進事業に提案中でございます。

本内容につきましては、今月から来月にかけて企画観光課において地域説明会が行われますので御参加いただきますことをお願いします。以上、答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 私たち議会、住民との意見交換会を持ったときのアンケートですが、世界遺産登録に賛成できないとの意見があるわけです。先ほど村長が取り組み方の答弁をなさっていましたが、やはり村民の中には賛成できない方々もおられるんだなど。そこでどういう理由かは書いていないのでわかりませんが、この世界自然遺産登録に向けた村民への説明がまだまだ不足しているのではないかと。どういうことで賛成できないのか、そういうことも含めて村民と話し合うべきだと思いますし、私たちが視察した竹富町においては全区で説明会を行い、また今月では全区を回って説明会をしたいという話がありました。そこで先ほどのエコツーリズムの説明会とこの世界自然遺産への取り組み、との関係ですが、一緒に説明してやっているのか。そこら辺を伺いたいんですが、やはりその登録に向けた説明を行うことが、これから住民の理解を得られるし、これから進める上で登録されるか否かはまだわかりませんが、登録された場合にも、今後住民と協働しながら活性化に向けて取り組んでいけるかと思うんですが、その説明会、さっき言ったエコツーリズムとの関係でその辺を説明していただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城議員の質問にお答えします。

このエコツーリズム全体構想というのは、平成21年度から検討されてきた事案であります。これについても観光振興基本計画を策定することから世界自然遺産というものも視野に入っていましたので、それからするとあわせて行うべきだという事案だと思います。また今回、説明会をこの12月から始めておりますが、今環境省と一緒にあって国立公園の編入計画とか、世界自然遺産になるとどういうふうになっていくのかという説明が先にあると、私たちのエコツーリズムにつながっていくもの、エコツーリズムというのは自然文化をどのようにして持続可能な観光地づくりとしてやっていくかというところがありますので、世界自然遺産は保全していくもの、国立公園は保全と利用をしていくものということで、それを私たちがエコツーリズムで地域の体制に合った地域づくりというところから一緒になって説明会を行っているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 職員がこうやって説明会などをやっていると思うんですが、私らの交換会も人が少ない地域であったり、前にあった大宜味生物多様性シンポジウムがありましたね。ああいうシンポジウムみたいに、江戸屋宇猫さんの講演会とか子供たちの観察報告会とかありまして、そのときには大分人が集まっていた。その説明会をする上でもどうやって人を集めるか、一工夫が必要だと思います。

すし、その場に、やんばる国立公園の公園区域及び公園計画の変更に係る地域懇談会が12月6日にありましたが、本当に人の集まりが少なく、ちょっとこれで説明会は成り立つのかとも感じましたし、やはりいろんな説明会もやっていく上で人の集め方、村民の関心の持ち方を工夫してやってほしいと思います。きょう子供たちが傍聴に来ていますので、11月6日の報告発表会、大変すばらしいものがありました。今後も観察を続けていってください。

そこで私も研修へ行った報告書に書いたんですが、広報紙に書いたものとは別で、今大宜味における人口減少や少子高齢化に悩む町や村にとっては、世界自然遺産を登録することが本当にいいことだらけなのか、やはりいろんなデメリットも出てくるのではないかという思いがあります。日本で既に世界自然遺産登録された4地域において、事例を見ても、登録されて必ずよくなるものでもない、地域によってはよくなったもの、そうではないものがあるということ、やはり遺産登録を目指す機会に自然環境の保全対策と利用の制度づくり、先ほど課長も村長もおっしゃっていましたが、やっぱりそういう制度づくり、条例の制定など、地元の農林水産業者や観光業者、連携を図り、地域とともに築いていかなければ継続してやっていけないのではないかと思いますので、そこら辺を考慮し、また大宜味村、東村、国頭村と連携をとりながら課題を解決するためにいろんな取り組みがあるかと思いますが、自然、資源の持続的な適正利用を目標に3村ともに連携をとりながら取り組む必要がありますが、いま一度、村のほうからそれを説明する上での説明会のあり方とか、これから3村連携しての取り組みとか、そこら辺を答弁していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城議員の質問にお答えしたいと思います。

まず3村一緒に連携して取り組んでほしいというところですが、実は今、エコツーリズム全体構想については大宜味村のみで取り組んでいて、これは先進的に積極進取という形で大宜味村で取り組んでいる事例になっております。もう1つ、沖縄県が中心となって森林ツーリズム全体構想というものの、同じエコツーリズム推進法にのっとったもので取り組んでいるものがあります。これは沖縄県、あと国頭村、東村、大宜味村、環境省も一緒になって、同じような内容ですが、受入体制の構築ですね、ルールづくりを森林に特化したもので取り組んでいこうということをやっているというものになります。こういったものも含めて、今回のエコツーリズム全体構想の説明会の中で村の取り組みを紹介しながら、また先ほどアンケートの結果で世界自然遺産になるとデメリットもあるのではないかといいところもあると思いますので、確かにほかの地域でもいいところばかりではないというところがありました。ただし、目の前に迫っているものもありますので、これをどのように生かしていくかという、世界自然遺産というのは保全というところが先に来ているものでありますが、保全をするためにはどのように行動していかないといけないかというところで、それを利用しながら、利用することでモニタリングもできるというところで、それが観光地の保全につながっていくもの、それが利用のルールづくりにつながるエコツーリズム全体構想というもので取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 金城 勇議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 議長、ありがとうございます。

ひとつ最後に抜けていましたので、これまでの答弁でもありましたが、私たち住民との意見交換会をやっていると色々な質問、要望、行政に対する要望とかもあります。すぐできないことはできない

で、やっぱり議会から行政に対して要望することは要望するような話をしましたが、やはり福祉医療の充実は大宜味村に住みたいが家が探せないとか、人材育成の強化、仕事はあるが就職してくれないなどあるんです。そういう世界自然遺産登録に向けては、エコツーリズム観光業に偏らずに充実するだけではなくて、それらの課題も解決しつつ進めていくことが望ましいと思う。そうしないと住民の理解が得られないのではないかと思いますので、それなりの課題も念頭に置いて進めていただきたいと思います。最後に村長一言ありませんか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。当然、住まいがなければどうしようもないわけですから、今、村としては空き家対策をしているんですけれども、なかなか早急に多数の空き家を対策することは非常に厳しい状況にあります。これから結の浜にはいろんな事業が入ってくると思います。結の浜の土地利用計画の中でしっかりと民間アパートの増設をぜひ進めていきたいということで、計画をもう持っている方もいるようですから、ぜひそれを推進していきたいということであります。そういうことにおいて村の人口もふえてくると確信しておりますので、その辺についてまた議員の皆さんの御理解、村民の理解をお願いしておきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で金城 勇議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時37分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 安里重和 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に大宜味村施策説明会について。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） ありがとうございます。午前中に引き続き、昼からも一般質問ということで、午後の部の一番バッターで、私のほうで行いたいと思います。それではお伺ひします。

大宜味村施策説明会について。

大宜味村施策説明会は、大宜味村民へその年度の施策の事業概要や予算を説明すると同時に村民から直接意見や要望、または質問等を聴取し村づくりに役立てようと開かれたことだと思います。そのときの参加者からは、医療や観光・農業・防災計画など数多くの要望、質問がありました。しかし平成28年度及び平成29年度は村民を対象に施策説明会が行われていません。なぜ村民への施策説明会を実施しなかったのか。また来年度は実施するのかをお伺ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 安里議員の質問にお答えします。

平成28年度の施策説明会未実施につきましては、大宜味村第5次総合計画策定もあったことから、平成28年度は村の方向性と事業についての説明をその説明会で行わせていただいたもので、実施を見送ったものです。

今年度につきましては、年度当初に、これまで施策説明会のあり方を検討し、年度当初の施策説明会ではなく、予算検討時期において次年度に向けた説明会の実施として、庁内での事業計画案と予算調整の概算がまとまる1月後半から2月上旬に実施を予定しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） じゃあ、今年度の施策説明会というのは1月から2月上旬という話でしたら、それというのは平成30年度の施策説明会なんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 平成30年度の施策説明会の予定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 答弁ありがとうございます。

施策説明会は、村民の意見などを聴取し、村民参加の行政を、また村民が評価できる村政を、また公約であると思われる躍動する行政を実施、実現してほしいと思っています。村長が議員時代はどのような思いであったのでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ちょっとどういう答えになるかとちょっと迷ってしまったんですけども、村長が議員時分にどういう思いだったのか、施策説明についてですね。私が議員のときはずっと改善センターで、1階で政策説明みたいな感じでやっていたような記憶がありますけれども、本来、私は就任してすぐ平成26年でしたか、すぐ各区における懇談会を持ちまして、その中からしっかりと皆さんからの要望事項については企画のほうでしっかりとまとめておりまして、それを一つ一つ確実に実現するための行政運営をしてきたつもりなんですけれども、議員の時分にどうだったかというのは非常に厳しい状況です。ちょっと答弁に苦しい状況です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大宜味村施策説明会についての質問を終わります。

次に次期村長選挙出馬の意思は。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 次期村長選挙出馬の意思はで、ちょっと確認したいと思います。

時期選挙まで残すところ約10カ月となりました。現在のところ1期目約3年が過ぎたところですが、必死で大宜味村の発展に尽力を尽くしていることだと思います。まだ1期目ではありますが、御自身の公約として目指している大宜味村の村づくりはどの程度の達成感があるのか、また今後の見通しとして次期村長選への出馬の意思はあるのかを伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 安里議員の質問にお答えします。

私は、平成26年10月7日に就任して3年が過ぎました。選挙で掲げた政策を実現するために村財政の厳しい状況の中、継続事業の推進と各区の懇談会での要望を受け、できることから進めて行政運営をしてきました。

教育については、中学校の移転、小学校の統合移転を推進して、教育環境を整備したことはよかったと思っております。文化財事業の推進のために平成28年度から学芸員採用をしたことも、今後の村の文化財保護事業の推進ができることと思っております。

また、産業振興の面では、特にシークワサーの消費については、学校跡地活用の中での製品開発や

シークワサーの持つ機能性表示食品開発等の推進をし、消費につなげていくため関係機関と進めているところでもあります。

健康長寿については、中高年層の健康医療の推進をしていますが、関心が弱い状況にあります。今後はさらに予防対策をしていく必要があります。

その他につきましては、課題がたくさんありますけれども、今後、財政の対策を講じて実施していきたいと思っております。達成感については十分とは言えない状況です。

次期村長選については、今掲げている大型事業、やんばるの森ビジターセンターや幼保こども園、村道根路銘上原改良、塩屋港湾整備等多くのプロジェクトがあります。その事業を進めていくためにはやはり前向きに出馬を考えているところでもあります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 前向きな意見、大変ありがたく思います。

村長は、これまで県外へ数多く要請行動をされてきたことだと思います。尽力されたことは今後実績となってあらわれてくるものだと信じております。ぜひ、我が大宜味村のために力いっぱい頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 東 武 久 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に大宜味村立診療所の管理運営について。9番 東 武久議員。

○ 9番（東 武久） 安里重和議員が簡潔にお話をしましたので、私も簡潔に質問をしていきたいと思えます。

大宜味村立診療所の管理運営についてでございますが、大宜味村立診療所の医師がかわるとの情報を受けて、診療所に通院する患者、また村民の間に動揺が広がっていますが、次のことについてお伺いいたします。

現在までの経緯について。

今後の展望について説明していただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 東議員の質問にお答えいたします。

この件については、9月定例議会で状況説明をしたつもりでありますけれども、まず最初に1につきましては、私が村長就任前から村立診療所の充実をと、訪問診療・訪問看護や往診、看取りをしてくれる体制を整えていただきたいの要望があり、就任後すぐに医師会や診療所の先生にもお願いをしましたが、一部訪問診療はありましたが、村民の要望を叶えることができていません。医師住宅についても定住していない状況です。村としては、村民の求める医療体制を叶えていただける医師の確保のために関係機関にお願いをしましたが、医師の確保は難しく、時間がたちました。現診療所の先生にもその旨を話しており、医師が見つかる間、頑張ってもらえることを確認しております。

今年7月ごろ、国頭村の開業医が建物の老朽化に伴い、病院を閉院の情報があり、お願いをしたところ前向きに検討するとのこと今日まで調整をしているところです。今月末までには仮契約を進めたいと思っております。北部医師会には11月2日付の文書で、次年度の契約解除の通知をしております。

ます。

2につきましては、医師と開所に向けて協議し、職員や薬局等の条件を整備していき契約を進めていきたいと思っております。平成30年4月に向け取り組んでいきますので御理解と御指導をよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 東 武久議員。

○ 9番（東 武久） この医師の確保につきましては、大宜味村はこれまでかなり苦勞してきた現状があります。一時、医師がいないという期間があったということも認識しておりますし、またかわった場合に前任の医師がカルテを持って行って、後任の医師が非常に困ったということもあったと記憶しております。北部医師会と大宜味村との間にこの管理委託の契約がされたということは、ずっと将来にわたってある程度の安定的な医療が提供されるというふうに認識しておりますけれども、この北部医師会との委託契約を見ますと、いろいろありますけれども、契約の解除事項、乙がこの契約に違反したとき、慣例法令、または条例等に違反したとき、正当な理由がなく委託業務を休止したとき、このようなたぐいの契約というのは、これは紳士的な契約があって、よほどの契約違反がなければ継続していくものだとは私は認識しております。そういった意味で北部医師会は納得しているのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） その件については、私は就任後すぐに北部医師会のほうに出向きまして、医師会のほうにぜひとも村民が希望している要望事項について、ぜひ叶える医師の選任をしていただきたいという要望もしてきました。そしてまた診療所の先生に対しても、村としてはこういう要望、村民としてはそういう要望をしているのでぜひお願いしますということをお願いしたんですけれども、その場ですぐには理解できなくて、できないという形で返事がありました。じゃあ、村として新しいそういうできる先生を探しますから、その件についてはよろしいですかということでありました。それで皆さんが医者を探してくるのであればいつでも交代しますということ、これは口頭なんですけれども、そういう話はつなげているつもりです。

○ 議長（平良嗣男） 9番 東 武久議員。

○ 9番（東 武久） 実を言いますと、私も内間先生とお会いして、いろいろお話を聞かせていただきました。当初赴任する場合に、この北部医師会との契約、これは実は内間先生が大宜味村のために安定的な医師の供給といいますか、そういう観点で北部医師会を巻き込んだほうがいいということで、これは内間先生がやってみたいなんです。そして村としても当然困っておりまして、内間先生を招聘する場合に。内間先生は新しくできる診療所に、要するに診療報酬は3カ月後からしか入ってこないということで、やはり多額の資金を準備して大宜味村のためにということで乗り込んできているわけです。そういう中で患者にも信望が厚くて、実績もこれまで十分なされてきたものだと思うんです。そして内間先生の希望を聞きますと、75歳までには継続したいという意味を明確に持っているんです。10月になりますから、平成30年の10月。私が思うのは、やはりこれまでお世話になった先生でありますから、慌てることなく先生の希望に添って、平成30年の10月あたりまではちゃんとさせて、その後で勇退してもらおうというのが一般的な常識ではないのかという気がするんです。そういう中で、医者同士というのはネットワークもあるわけですから、先生の意思も聞かなくて一方的に打ち切っていくというのは、今後の大宜味村の行政の信頼関係にも大きな影を残すということを私は思うんです。そういった意

味で、先ほど申し上げましたとおり、内間先生の意向を聞いて、10月まで、今まで頑張ったんですから、改めて新しい医者を探してくるということを望んで、私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほども言ったように、私は村民がそういうふうに医療体制をしてほしいという要望があり、内間先生にもそういう話をちゃんとしております。そしてことしの8月ごろ、内間先生にお会いして、そういう状況で新しい医師がほぼやってもいいということで話があります。できれば10月ごろにかわりたいということもありますけれども、先生どうですかということを確認しました。そのときに先生としては3月いっぱいほぼやしてほしいという話がありました。そういうことで私は、当然3月いっぱいかわってもらえるということで、今新しい先生にはそういう準備を進めているわけです。これは何かと言いますと、さっき議員がおっしゃったように医師というのは非常に難しい状況です。これをタイミングを外してしまうと、この先生がほかに行ってしまう。来年の10月になったら本当に医師会がちゃんとやってくれるかといったら、これは恐らく無理だと思っております。私は医師会のほうにもそういうふうな体制でやってほしいということをお願いしましたら、医師会のほうは村で探してくれるのであればそれでいいですよということも確認しているんです。そして今、予定している先生も医師会の会員なんです。そして医師会から今もこの先生がその病院にも応援しています。大宜味に来たときもそういう体制でやりますということは先生も言っているわけです。そういう面でもしこういうことができないということになると、余計混乱してしまうんじゃないかなと思って、私としてはそう、確かに内間先生も長年村のために医療体制をやってくれたことに対しては感謝申し上げますけれども、やはり時機を逸してしまうと、非常に医師の採用が非常に厳しいんじゃないかという思いもあって、私はそういうふうに進めているところです。村の診療所としても恐らく来月から張り紙をして、4月からかわりますよという、村民に対して、あるいは患者に対してそういう連絡もするかという体制を聞いております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で東 武久議員の質問を終わります。

◇ 吉 濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に行政事務委託契約について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 行政事務委託契約について。

本村の行政事務契約は、以前は村税等の徴収業務がありました。徴収業務は委託業務の約8、9割だとも言われていた。しかし、徴収業務を委託業務するのは違法性があるという理由で、徴収業務を委託業務から廃止することになった。しかし、委託料は区への助成も含むという理由から委託業務の削減による委託料の減額はなかった。また、区への委託費として支払い、源泉徴収もしていなかったが、現在の行政事務契約に問題があると思うが次のとおりお伺いしたい。

1、村長は、誰とどのように行政事務契約を交わし、どのように委託業務が遂行されているのか。

2、行政事務委託料の積算根拠はどうなっているのか。

3、行政事務委託料の支払いはどこになっているのか。

4、行政事務委託契約の受託者への行政事務委託料の源泉徴収を村で行っている根拠はなにか。以上、伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 吉濱議員の質問にお答えします。

1については、毎年各区長へ次年度の行政事務受託者及び職務代理者の報告を依頼し、報告を受けた個人と4月1日に業務委託内容を説明した上で、行政事務委託契約書に委託契約事項を記載し契約を交わしております。業務の遂行については毎月の初めの日に行政事務受託者連絡会議を行い業務の依頼などを行っております。

2については、平成24年度より、前年度の委託料合計額2,809万1,880円を各区70%の均等割と30%の人口割により、委託料の年額を算出し12カ月で割って、月額委託料としております。

3については、受託者の指定する振込口座へ委託料の支払いを行っております。

4については、委託料そのものは所得税法等による源泉徴収の対象となる所得としての規定はないが、源泉徴収義務者である村は、行政事務委託料は所得税法第28条に規定する(給与等の性質を有する所得である)ものとして、受託者の同意を得て源泉徴収を行っているところであります。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番(吉濱 覚) 先ほど区長と行政事務委託契約を交わしていると表現されておりましたけれども、本村の行政事務委託契約書には区長というものが明記されておられません。それでどのように委託業務が遂行されているかという、この行政事務委託の説明会のときに説明していると話されたんですけども、実際、広報紙など配布のものがあまして、税の徴収の通知書とか、そういうものがあって、受託者はそれを受けて、私喜如嘉出身なものですから喜如嘉で例えると、代議員会があります。そして代議員会の中でこの配布物は班長に依頼されます。そういうふうな形で直接受託者1人だけがやっております。中には1カ所でやっているところもあるそうですけれども、そういうふうな形になっております。だから所得というのは、ちょっと考えにくいんじゃないかと思えます。

2番は飛ばします。

そして3番目の支払いはどこになっているかという、受託者が指定するところということになっているけれども、これは村が指導して個人口座に振り込みなさいということを指導受けているそうです。

それから4番目の、要するに所得の…、一応はその受託者の同意を受けて源泉徴収しておりますけれども、村が指導して源泉徴収をしていると。

それで私は近隣市村を調査しました。それで国頭村の1カ所では、私が聞いたところ1カ所だけは、全部聞いたわけではないんですけども、個人口座に振り込まれているということがありますが、ほかの名護市とか東村、そして国頭村のほかのところは、区長というかな、区の口座にみんな振り込んでいます。そしてさらに名護市においては、こういうことまで、行政事務委託料は自治区長と個人名義の口座には振り込みできませんと。それで同じように名護市と国頭村は区長と、契約書を区長名義で交わされておりますけれども、同じく東村と大宜味村はほぼ一緒です。事務契約書の中で、1条だけ変わっているけれども、大宜味村がこの契約に定めない事項については、甲乙協議の処理するものとする。それぐらいが変わっていてほとんど一緒です。それで東村の、これまでに3カ所の区長からいろいろ聞き、それから先週でしたか、役場に問い合わせをしました、課長と担当に。むしろあそこがびっくりして何でこんなことをしているのと。委託業務であって、所得ではないと。私また国税まで行きました。国税もこのように説明をしていました。大宜味村は、うちの区長は国税や村から言われていると、国税は給与報酬であれば徴収しなさいということを行っているのであって、そのことは特別に言っ

いないということでした。それを客観的に考えると大変問題あるのではないかと感じております。そのことを改める必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時00分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時11分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 吉濱議員の質問にお答えします。

まず、吉濱議員から先ほど区のほうの、区長との契約ではないかというふうな言い方でしたので、これはそうではありません。区の区長に次年度の事務受託者、役場との事務受託者の契約をしていただく方を報告してもらいたいというふうに毎年行っています。それとこの方だけじゃなくて、この方に万が一何かあった場合にはということで、代理のほうも一緒に報告してほしいというふうに私たち総務課では行っています。そういう意味で、契約はあくまでも事務受託者という報告を受けた個人との契約です。それで1つ、まず住所、氏名、印鑑、印鑑も個人の印鑑になっています。よその市町村では住所、氏名、個人になっているかもしれませんが、字、行政区の区長印を押しているという契約があります。うちの場合は区の印鑑は押していません、個人です。

それで個人への委託料の支払いという観点で、源泉徴収についても給与等の扱いという形をみなしていきまして、私たちはそう理解していきまして源泉徴収を行っています。

それと口座の件ですが、あくまでも契約は私印でやっています。個人の契約ですので個人の口座を報告していただいて、個人の口座に委託料として振り込んでいます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほど私が区長とどうのこうのと言っていたんですけれども、村長がそう説明していました。私は受託者と表現しております。

それで今懸念しているのは、先ほど積算根拠にもあったんですけれども、均等割と世帯割ですか、いろいろ算定があったんですけれども、大宜味村も少子高齢化、過疎化の現況の中で、今うちの区も維持しきれないような状況で、それで先ほど同意してという説明が区では話されていないくて、あくまでも個人契約、受託者がやっているけれども、今までどおり受託業務を班長も含めてみんなで行っているわけです。それが古い会計、区の決算書、予算書にはちゃんと収入も入って、そして区長、会計の手当、班長の手当もみんな明記されています。みんなと一緒にやっているということで行っていただけなんですけれども、最近少なくなってですね、じゃあ常勤体制がとれないんじゃないかと。特に喜如嘉の場合は村立公民館という位置づけもあるものですから、常勤でなければならぬというふうな住民の声があって、それから最近では老人会が財政を切りつぶして大変だと、非常勤にしようということで行っているんですけれども、この委託費が個人の収入という指導になっているものですから、もうこれは動かせない。じゃあ、どういうふうに組めばいいのかというふうな話が出て、とても組めないような状況になっています。だから私は、当初やったように、確かに東村と同じように今は個人名で契約しているんですけども、それを区で受けてみんなで行うと。名護市は区長名義で行っているけれども、これは区民みんなで行う

受ける体制でこの委託業務はやっているんだと。その辺の解釈が、現在の犬宜味が私はおかしいんじゃないかと。それでやっぱりこの地域、区を維持するためには私の一般質問上にあったように区への助成も兼ねるといってこの委託業務を減にしたんだけど、そのまま維持してきたのは、今後も区を維持していくためにはなければならない財源だと思っております。それをきちんと、健全な方向に持って行ってほしい。そしてまた硬直しないような区の指導をやっていただきたいと思います。それで返答をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） おっしゃっていること、言っていること、私も資料収集をしている中である程度感じております。要するに吉濱議員がおっしゃっているのは、行政区、役場との委託ではあるけれども、役場から依頼されたことが、事務受託者が全てをやっているかということとそうではなくて、区に持ち帰ると区の班長とかそういった方々、誰かに依頼していると。その方々に依頼しているけれども、その方々には報酬がないというふうな見解ですね。ある地域では、やっぱり行政区との契約を区とやると、市町村が区とやると。区とのやりとりをした上で区に委託料は支払いをします。その場合は委託料ですので、役場としては源泉徴収はしなくてもいいと。その中で、区では予算の中で区費も含めた、トータルの中で区長の給与が幾ら、会計が幾ら、あるいは班長あたりまで行くのかなというのあれば、そういったところも出てくるだろうと。吉濱議員が言っているのは、このことだろうと私は思っています。それは区のやり方に、例えばいい方法があるのであれば、役場として区との契約にして、じゃあ源泉徴収はしないよと。区に全部預けると、区でそれは源泉徴収なりしてちゃんと処理してくださいよと。給与支払者はちゃんとこれは源泉徴収する義務がありますので、そこはやってくださいよと。私が調べた中で、区で源泉徴収して、区でちゃんと処理しているところもありますということも、自分も気づいたんですね。それで今おっしゃっていることを含めて、若干役場としても吉濱議員がおっしゃっていることも含めて、ある程度、区長とも話をしながら検討できるのがあればやっていければいいかなという思いもありますので、以上で私の答弁は終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で行政事務委託契約についての質問を終わります。

次に世界自然遺産登録への推進について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 世界自然遺産登録への推進について。

世界自然遺産登録へと推薦した2月1日に大宜味村、国頭村及び東村は、やんばる3村世界自然遺産推進協議会を立ち上げている。

また、9月12日にユネスコ世界遺産委員会の諮問機関、国際自然保護連合（IUCN）生態系管理委員会の河村雅美委員は、村長に大宜味村は、世界自然遺産登録のための事業を進めている。やんばるの森の世界自然遺産登録は多くの県民の悲願であり、歓迎すべきことである。沖縄県と3村は、管理計画の策定者となっており、IUCNの基準に堪える保護管理計画を策定しているかどうかの責任が問われる立場でもあることを認識していただくために、世界自然遺産登録に関する問題のレポートを送付している。関係者で御覧いただき、現地視察や今後の対応に備えていただくために参考になればとの配慮もしている。

しかし、環境団体、科学者、学会、市民は、世界自然遺産登録と米軍基地問題との関係についての懸念を示してきた。それにもかかわらず環境省は、北部訓練場の存在、高江ヘリパッド問題、辺野古・大浦湾への新基地建設の外来種問題等を回避したままユネスコへ推薦書を提出していると指摘している。

9月のIUCNの調査団が来沖して視察しているが、どのような内容であったのか。また、世界自然遺産登録への問題点をどのように対処して推進していくか、お伺いしたい。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えします。

IUCNの調査団の視察は、10月15日から16日に沖縄島北部エリアに訪れています。内容につきましては世界自然遺産の候補地を環境省、沖縄県担当者により案内が行われておりまして、意見交換におきましては、行政、地域の商工団体や観光関連組織・団体から代表者が参加し、その方々がどのような関係があるかなど自己紹介を行っております。

主に意見のあったものとしては、外来生物への対応についての質問がありましたが、環境省を中心として県、地域が連携し、以前から外来生物の対策に取り組んでいることなどを環境省担当者において回答されております。

世界自然遺産登録の問題点につきましては、地域の課題として外来種の問題も含め、受入体制、環境保全に対する取り組み方法などを取り上げ、環境省、沖縄県、国頭村、東村と一緒に検討を進めているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 特に外来生物の件が問題になっているという説明でしたけれども、過去に大宜味村は芭蕉布の産地でバナナセセリが混入し、芭蕉布栽培に非常に打撃を受けていると。この件は、ベトナム戦争時に軍隊は植物検疫もないということで、それで混入しただろうと言われております。一時期はこのバナナセセリの駆除の問題もありましたけれども、もう最近は手の施しようがないというふうに諦めムードです。そうしたらこのバナナセセリの幼虫が発生しているときにはバナナの葉っぱがほとんど食べ尽くされて、骨ばかりが残っているような状況で成長に非常に支障をきたしております。そういうこともあって、今外来種の問題は非常に気にとめております。それとまた、生物の多様性を守っていくためにどうしなければならないかということで、行政も先ほど、犬、猫の問題もあります。そういうことも踏まえてやっているんですが、特にオスプレイなどが離発着する場合に熱風も出し、そしてノグチゲラなどの雛などの生息も脅かしていると。またこの地盤である草なども焼き尽くすというのか、熱で枯らしているような状況もあるという報告も聞いております。それで片方はそういうふうな多様性を脅かすようなことが、北部訓練場関係で脅かされている。そのことが、今村長から何も話がなかったんですけども、この調査団がそこまで話がなかった、また地元から話題にもならなかったというのは非常に私は懸念するものですが、前回の一般質問でも少し触れました。そうしたら村長は北部訓練場の件で、大宜味村には北部訓練場がないからという話もありましたけれども、その件については国頭村、東村長は積極的に発言する機会があると思います。それで大宜味村長の立場としては、3村世界自然遺産推進協議会を推進する立場から積極的に話していただきたいということの旨を前回話したんですけども、その場所でそういう話題になったのか、それともこの協議会の中で今後話されるのか、また話したのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） IUCNの調査団が見えたときには、私ども3村長との懇談はありません。ただ、懇親会でのそういう懇談はありますけれども、基地問題については全く触れていない状況であ

ります。今後どうするかということにつきましても、やはりこういうことは国頭村あるいは東村長がどういうふうに思っているのか、その辺について私からどうのこうの言う考えも毛頭ありません。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 国頭村長、東村長はそれぞれの立場でいいかと思うんですが、大宜味村長として基地の所在はないにしろ、また上空から飛んだりいろいろしているわけです。そしてもちろん大宜味村にある世界自然遺産予定地域にもかかわっている問題ですので、それも大宜味村の地域では脅かされているわけですから、やっぱり大宜味村長として、国頭村長、東村長に云々じゃなくて、大宜味村長として積極的にかかわっていただきたい。

それからこの通告書にも出したように、河村雅美委員がレポートを村長に提出しているんですけども、そのレポートを関係者に回覧していただきというふうなこともありますので、ぜひこの問題についても関係者で話をするのと、また私たち議員にかがみ文書もつけて、私たちも勉強できるようにできたらいいなと思っています。この中には、やっぱり知床、琉球、そして奄美大島が最初世界遺産に推薦されたときに、何で沖縄がおくれたかというのは基地の問題とかいろいろあってここまでずれ込んでいるわけですから、その辺の問題を河村委員は指摘しているし、また村長にレポートを提出しておりますので、私たち議員も特別委員会を設けて調査に、西表にも行ったわけですから、また今後の進展として、ぜひそういう情報、私たちも知りたいので村長だけじゃなくて、議員のものにも一応情報を提供して、今後執行部と議会が一緒になって世界遺産を一日も早く登録できるように、できたらいいなと思っておりますので、もちろん村長もこの3村推進協議会で積極的に大宜味村の立場を主張して、また私たちにも情報を提供してやってもらいたいんですが、情報提供をやってもらえるか、この辺も含めて答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、オスプレイの問題や軍用機の問題がありましたけれども、私は先週、防衛庁の幹部の方が見えておりましたから、やはり大宜味村内での集落上空を飛んでいる状況をしっかりと指摘をしまして、ぜひその辺を改善してほしいという要望をしております。また関係機関と会うときに、オスプレイとかそういうものが大宜味村内で飛び交わないようにということも常にお願しているところでもあります。今の資料等については、企画のほうで取り扱いますけれども、それについてはやはり皆さんが、吉濱議員も初めてなのか、この世界遺産に向けて頑張りたいという意思を受けましたので、ぜひ一緒に実現のためにお願したいと思っております。3村においてもしっかりそういう、世界遺産が早い時期に指定されるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

（「資料提供」）と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 今、私のところにはまだ決裁回ってきていないようなのか、その件については、ぜひ目を通して皆さんにも情報提供ができたらと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で世界自然遺産登録への推進についての質問を終わります。

次に医療、保健、福祉及び介護等の充実について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 医療、保健、福祉及び介護等の充実について。

村は、医療・保健・福祉・介護等も含めた地域包括ケアシステムにおける地域資源の開発や構築を推

進めるためにコーディネート事業を実施している。

今、村立診療所の医者がかかわるとの情報があるが、医療・保健・福祉・介護等も含めた地域包括ケアと村医とのかかわり、地域医療を展開していくのか、次のとおりお伺いしたい。

- 1、村出身者の医者との交渉はどうだったのか。
- 2、医師会や医師個人との契約はどうなるのか。
- 3、契約は単年か複数年の契約のどちらを選択するのか。
- 4、急性期、回復期、慢性期、終末期病院や専門医院等の医療機関との関係はどうなるのか。
- 5、ふるさと薬局との関係はどうなるのか。
- 6、保健事業との関係はどうなるのか。
- 7、福祉事業との関係はどうなるのか。
- 8、介護事業との関係はどうなるのか。
- 9、国民健康保険事業や予防医療との関係はどうなるのか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 質問にお答えします。

- 1につきましては、8月に連絡するとのことであったが、連絡がなく交渉をしていません。
- 2については、現在は医師会との契約であるが、今後は個人か医療法人か調整中であります。
- 3については、現在は単年度契約であるが、今後は複数年契約を調整していきたいと考えております。
- 4については、現在交渉している医師も北部医師会の会員であり、連携を図っていくこととなると思います。
- 5から9については、双方で村民にとってよりよい医療体制が整うように交渉していきたいと思っております。特に9については、予防医療に力を入れていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番の村出身者の交渉は連絡がなくて途絶えているという状況報告がありました。

それから2番目に、契約は個人か法人でやっていきたいと。医師会を一応、否定しているような感じをしております。それでこの契約は前後するんですけれども、先ほど別の議員から村立診療所の質問があったときに、村長は村民の要望をしきりに言っていたんですけれども、村の考え方がどうなのかというのは非常に疑問に思っています。それで村がきちりやらなければ相手に合わせてやるというのが、これが本当に村度じゃないかなと思っているの、この辺はやっぱり契約の形態はきちりしていただきたいと思えます。

この3番目の単年か複数年かというのも単年になったり、複数になったり、もう村の考えがどうなのかというふうに疑問に思っています。

そして4番目に、医師会の会員であるから連携がスムーズに行くんじゃないかというふうな質問でした。

そして5番から9番については一応調整していい方向に持っていくというふうな話でしたけれども、ふるさと薬局、前は喜如嘉に診療所があるときに併設してやっていたんですけれども、そのときには薬局の人が自分で建てて運営しておりました。ところが移るころになると、先ほど患者の数、村立診療所

の患者の数も減って薬局が経営しにくい、成り立たないような状況になっているということで、しきりに薬局経営者はぐちもこぼしておりました。それで移るときには新たな設備をしてまではできないということで、基本的には村が建てて中身を貸したと思います。この辺の関係が、今経営者が変わって、経営者が変わったときにやっぱりこれだけ患者が減ったということで、経営がかなり厳しいと。そして私も個人的にかかりつけの薬局ということでやっていたんですけども、なかなか薬がそろわない、そして廃棄しているという情報も言っていたものですから、その後、隣接するパートナー薬局のほうに、眼科へ行けばそこを利用していたんですけども、今後新たになって、その人たちが今度頑張っているからぜひ戻ってきてくれと、個人的に私も行って、また再度行くことになるんですけども、距離的に不便だけどやっぱり村内の企業も充実させていかないといけないということもあって、より医療、保健、福祉、介護が回るようにということで、私も今利用させていただいております。

それで今度、国頭から来る先生が来た場合には国頭のパートナー薬局は関係者から私にも連絡がありました、どうなっているのかというふうな心配をする声がありました。こういう問題も今出てきております。そして保健事業との関係は、今コーディネート事業をしているわけですから、前に一般質問を出したときに、大宜味村医療を考える会について立ち上げたけれども、ことしの3月で終了していると。実際、医者をもつまでその環境づくりを積極的にやってもらいたいと思っているんですけども、説明が今まであったんですけども、国頭にある、開業しているクリニックが老朽化して雨漏りがするから移るんだという話も出てきております。それでこういうことで移ってくるわけですが、やっぱりその関係を保健事業とか、包括をした上で方向性をつけて私は7番の福祉事業も、介護事業もやっていくべきだと。特に介護事業の関係については村内における福祉事業とか介護事業について、村医がなかなか見きれない、また見ている部分もあるけど、よそから来ているんですけど。この国頭の先生は自分で介護施設、国頭で開業しております。そういう意味でも本当に大宜味村の地域医療を考えた場合、対応できるのかなと思っております。

それで私は、彼から一応、お袋を毎月連れていっていますのでいろいろ情報を聞かれたりしているんですけども、本人はやっぱり年齢的なものも、体力的なものもあってですね、もちろん健康の問題もあるんですけども、5年をめどに一応やりたいというふうな話をしていたんです。体力的にも持つのかなというふうな話もあります。

それから国民健康保険事業は、この間から病院の…。

○ 議長（平良嗣男） 覚議員、大変済みませんが、もっと簡潔にできませんか。

○ 8番（吉濱 覚） はい、急いでやります。

そして国保の、この間、私たちまたあした勉強会をするんですけども、国保保険料が県内で、今法定繰り入れも含めて2番高いんです。だからそういう問題もいろいろあります。だから今の時期かというふうな問題もあって、ちゃんとしてからやったほうがいいんじゃないかなと思っております。その辺を一応答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何を聞きたいのか、1点だと思うんですけども、これをちゃんとやれるようにするというのがさっきの答弁だと私は思っております。本当に、この先生を信じていないのかどうかわかりませんが、先生は、本当に日本でも赤ひげ先生と言われるぐらいに、往診をしたり看取りをしたりというふうなことでテレビ等でも放映されているところもあります。そういう意味では、私は、

村民の医療、福祉に対しては十分やっつけていける先生だと思し、介護とか、あるいは保健関係についてもしっかりと連携がとれる先生というふうに確信をしている関係で今進めているわけでありますので、その辺について御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長は、選挙公約で地域医療の専門医を招聘し、村民から信頼される、信頼体制を構築しますということで村民に大きな期待を寄せて就任しております。この地域医療というのは、ネットで調べると地域住民の健康維持、増進を目的として医療機関が指導し、地域の行政機関、住民、企業などが連携して取り組む総合的な医療活動、疾病の治療、予防、退院後の療養介護、育児支援など幅広い分野に及ぶということでやっております。それで聞くところによると、今国頭で開業している患者も送迎するんだと。それでまたそういうことをやるということを聞いております。それで先ほどふるさと薬局は薬剤師をなかなか探せなくて、村が頼み込んで連れてきたと。そういうことで今1人いるこの地域医療の信頼を回復するためにやっているわけですが、今まではよそに行った人たちを呼び戻そうということでこの薬局はやっております。そうしたらこの地域医療、もし国頭の開業医が来た場合、国頭も村立診療所があります、大宜味も診療所があります。この地域医療というのが大宜味村の対象は大宜味村であって、国頭からは何で送迎して、また戻ってくる場合は国頭のかかりつけの薬局を使うと思います。そういう関係でですね、そして介護の問題もこの地域医療を積極的にやるということは、地域で本当にここでやっつけていける、または私も過去に議会で何回か話しているんですけども、そうしたら何といふかな、この連携、やっぱりここでの形を地域医療としてやるべきじゃないかなと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） あなたが言っているのか、どっち…、何かあなたのお母さんを国頭の病院に毎月連れていっている。国頭から大宜味の、もし診療所があったらそこに入ってくるということを、何か否定しているような感じを受けるんですけども、そういう意味なのかな。私は確実にこの先生が大宜味村の医療体制をしっかりとやっつけていけるという確信のもとで今この先生との契約を目指しているわけなんです。その辺を、その先生が国頭のほうから患者が来たらずいみみたいな感じを言っているんですけども…、それはそれで、もう病院の経営の問題もあるのでその辺は調整すべきだと思うんです。逆だったらどうするかということですよ、今。国頭から大宜味まで迎えに来たりする場合もあるんですよ、名護からもあるし、こういうことはどうなのかという、やはり理解してもらわないと困るんじゃないかなと思います。そういう意味では、私は決して悪いほうにはいかないと思し、またふるさと薬局の、さっきからあなたが言っているように、お客さんというか、患者が少なくなって、病院の薬も十分にそろえることができないという声もありましたけれども、これもちょっとどうなのかなというふうな思いをしております。これをやはり…、言えばちょっと変な形なんですけれども、患者が多くなるとやはり薬局もうまく行くところも確かにあるんですけども、しかし医療費が加算してくるところもありますから、その辺については十分に介護とか予防、そういう面で対応していけるようにしていきたいと思っているわけです。今、職員についても、あるいは薬局についてもそのまま継続してやっつけていけるような方法を調整しているところでもありますよということをさっき答弁しているんですよ。そういうことです。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定に

よって発言を許しません。

以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時50分）

平成29年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成29年12月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年12月13日 午前10時00分)

散 会 (平成29年12月13日 午前10時27分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第8号	大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
3	議案 第45号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議案 第46号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議案 第47号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	質 疑 委 員 会 付 託
6	議案 第48号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
7	議案 第49号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
8	議案 第50号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第8号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第8号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第8号 大宜味村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第8号については、同意することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号については、承認することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第46号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 予算書20ページをお願いします。

4款1項9目、子ども医療費措置費の中で特定財源の地方債が90万円計上されているわけですが、予算書4ページのほうの地方債の補正を見ますと、その中の4ページのほうにはあらわれていないんですが、その90万円の地方債の計上についてお伺いをしておきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 前田議員にお答えいたします。

4ページのほうは、地方債の補正にないという御質疑でございますが、予算書16ページをお願いしたいと思います。3款1項1目の社会福祉費のほうで、当初過疎債のソフトとして充てておりましたマイナス90万円と、今ありました20ページの4款1項9目のこども医療費助成の90万円と相殺してゼロになっているということで、4ページのほうの地方債の補正のほうには上げていないということになっています。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長はですね、当初予算での地方債220万円は、出産祝金に充てたものじゃないですか。当初予算で地方債が220万円計上されているのは出産祝金が220万円ということでの起債充当だと私は理解しているんですが。それは後でやってもよろしいかと思うんですが、これの相殺している場合、説明書あたりで書いてもらわないと、今16ページの社会福祉総務費、その中の90万円減額されているわけです、地方債が。それはわかるわけです、相殺しているなということ。しかし、補正に上がっていないのになぜかという疑問が出たものですから、それで社会福祉総務費の90万円を減しているのを見ますと、16ページの社会福祉総務費の今度の補正は給料と職員手当だけのものになっているものですから、何か起債から給与等の絡みが来たかという変な考え方も出るわけです。そうじゃないですか。今度の補正は、社会福祉総務費の中で起債の90万円が減されているんです。その社会福祉総務費の中の補正の細節のほうでは給料と職員手当の減ですから、ぱっと見た場合には人件費に起債も充てていたのかなという見方も出てこないとも限らないんですよ。今お話を聞かからわかるんですが、だからそういうときは地方債の補正がなくて、その4項に90万円が増されているわけですから、予算の説明書あたりにちょっと付記していただければ理解は早いんじゃないかと思うんですが、勘違いするようなことではないと思うんですが、見たらわかりはするんですよ。しかし、起債の補正がないのになんで90万円の補正増があるかなと、見てみると、おっしゃるように16ページを見ると相殺されているなということはあるわけです。しかし、16ページの社会福祉総務費の中では、さっき申し上げたように人件費の補正が出てきているものですから、人件費が起債充当されているんじゃないかというような感覚を持ったら困るなと思ってあえて申し上げているんですが、ひとつ、今後そういうときは説明書に、もうちょっと追加して今後書いていただけるように、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） お答えいたします。

ただいまありました、今回の補正についての起債の変更ではなく、当初からの財源の組み替えも一部あつてのものになっております。予算書には、歳出側の補正がない場合には財源組み替えということで適用のほうには入れさせていただいておりますが、一部補正がある場合には、その財源組み替えの文字は含めておりませんので、次回から予算書のほうではちょっと難しいものですから、説明資料の中で補正額と一部財源組み替えありということで掲載するようにしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 10ページのやんばるの森ビジターセンター整備事業の件ですけれども、今回は実施設計、測量委託料ということなんですが、まずこの名称が正式名なのか、仮の名前なのか。それから本事業費は幾らぐらいになる予定なのか。また運営のあり方はどういうふうを考えておられるかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城 勇議員の御質疑にお答えします。

まず、事業名ですけれども、事業名は今エントリーさせていただいている、北部連携促進特別振興事業へエントリーをしている事業名ですので、これが正式名称ということになります。

それから工事費ですけれども、今回はこの事業が複数年の事業となっていて、今年度はこの主に造成と実施設計という形で提案させていただいていますが、これから来年度に向けては工事の施工のほうの予算が組まれます。全体的には11億円から12億円の間の事業費になっております。また運営については、今よく行われている指定管理者制度というものの制度について今勉強中でありまして、その制度をもって管理運営をしていきたいというところになっております。管理設置者としては大宜味村、そして運営については指定管理者制度でやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 大変大きな事業であります。議員と住民との懇談会でも話が出たんですが、道の駅とのかかわりは今後どうなっていくのか、そこらあたりと。その運営とか指定管理なさる予定ということなんですが、例えばどういう施設のあり方がいいのか、また住民からのアンケートとか、住民に対する説明会とか、そういうものやっていく予定なのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

現、道の駅は移転させていただきます。これは北部国道事務所との調整も済んでおりまして、道の駅の移転ということで、北部国道事務所が事業をやるものと、私たちがやるものとあわせて事業が進んでいるものです。また、道の駅といいますけれども、今ある施設はもともと高齢者等活性化センターという位置づけで整備された施設になっております。その施設については、今の機能を残しながら、また今入居している方々とも相談も何度かさせていただいておりますので、この指定管理者制度の中で新しいところに参入したい方の募集をかけながら移転したいという方もおります。また残りたいという方もおりますので、今の機能を残しながら運営をしていくというところを検討させていただいております。

また、このやんばるの森ビジターセンターの説明会というところでもありますけれども、エコツーリズム全体構想の説明会が進んでいる中で、一緒になって説明をさせていただいておりますので、運営の方法とか今後の活用のあり方については、またそこで意見をいただくことになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） やはり我々も住民との意見交換を通して、またアンケートの中に道の駅の活用、国頭郡内で最低の運用だ、他村と比べて恥ずかしい状況だと、こういうアンケートもあるわけです。だからこういう事業をせつかく行うわけですから、やはり住民の意見を聞かれてどこがまずいのか、どうやったらいいのかとか、そういう意見聴取をしながら進めていければ、また利用する方々もいのように利用できるし、来訪者からもいい声も聞かれると思うんですが、そういう観点で、最後に村長からこのビジターセンターについて、住民の意見を聞きながら進めていく姿勢などをお聞きしたいと思います。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。課長から今説明がありましたように、今後、完成したときには道の駅として機能できるようにしていきたいということで、北部国道事務所との連携も

進めて、一部国道事務所が駐車場の整備をするということも村の敷地内にあります。その辺について調整しているところであります。

入居については、指定管理の中でどういう条件をつけていくかというのは、やはり大宜味村の農産物、特産品がここで販売できるような仕組みづくりがしっかりできるようにしていきたいという考えと、それと生物多様性センターとか、そういうところ、その組織もそこに入れるような仕組みづくりを、今住民から意見を聞いたり、しっかりと進めていきたいと考えております。指定管理についてもぜひという、そういうできそうな感じの、大きな団体もちょっと声をかけたら検討していきたいという声も今出ております。そういう意味では、村民の声をしっかり聞きながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第49号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につい
ては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いま
す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

-
- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時22分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時27分)

平成29年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成29年12月15日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成29年12月15日 午前10時02分)

閉 会 (平成29年12月15日 午前11時16分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第45号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第46号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第47号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第48号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第49号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第50号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
7	陳情第9号	国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書	委員長報告 質疑～表決
8	陳情第11号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第14号	学校教職員の労働環境の改善を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
10	陳情第15号	子どもたちの未来を守るための施策を求める要請（陳情）	委員長報告 質疑～表決
11	陳情第16号	介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
12	陳情第17号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（陳情）	委員長報告 質疑～表決
13	意見案第10号	国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書(県)	提案説明 付託省略
14	意見案第11号	国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書(国)	提案説明 付託省略
15	意見案第12号	教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書	提案説明 付託省略
16	意見案第13号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書	提案説明 付託省略
17	意見案第14号	介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書	提案説明 付託省略
18	決議案第3号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
19	意 見 案 第 1 5 号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議案第45号及び議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第176号

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第46号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第45号及び議案第46号の2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び住民福祉課長の出席を求め、12月13日午後1時30分から審査しました。

まず、議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき改正するもので、勤勉手当の支給割合を100分の10又は、100分の5に引き上げた上で平成30年度以降の6月及び12月の支払い割合を同じにする改正と給料表の改正となっています。

第1条では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の95とし、再任用職

員の勤勉手当の支給割合を100分の40から100分の45とする改正となっています。

また、行政職給料表及び医療職給料表の改正もしています。

第2条では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の95から100分の90とし、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の42.5とする改正となっています。

附則では、条例中第1条は規定の公布の日から施行し、勤勉手当に関する規定は平成29年12月1日から適用し、別表第2行政職給料表及び別表第3医療職給料表に関する規定は、平成29年4月1日から適用することになっています。第2条の規定は平成30年4月1日から施行することになっています。

改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定に要する改正前の大宜味村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことになっています。

次に議案第46号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本件は、未熟児養育医療費（母子保健法第21条の4第1項）の自己負担金による納入義務者への個人負担を軽減する必要があるために今回、条例改正する必要となっています。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することになっています。

議案第45号及び議案第46号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告とします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第46号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号～議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)、日程第4 議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第5 議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)及び日程第6 議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の4件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第179号

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 前田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第47号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	原案可決 賛成多数
議案第48号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致
議案第49号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致
議案第50号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致

(前田 孝 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(前田 孝) それでは、ただいま議題となりました議案第47号から議案第50号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告

いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月14日午前10時から
の審査を行いました。

まず、議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）については、質疑、討論はなく、
賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び

議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

の3件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定
しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の委員長の報告に対する質疑
を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算について、反対の立場で討
論いたします。

私は、これまでに本村の未来を担う子や住民の命を守るために、安心、安全な環境づくりなどについ
ての一般質問や討論を繰り返してきました。本案に認定ことも園整備事業の幼保連携型総合施設建設予
定地、雑石撤去作業、重機使用代の予算が計上されています。東日本大震災の教訓を生かしたと思えな
い設置場所を結の浜としたこの事業は、策定委員会が危険が生じると評価したことを無視した行政運営
はあってはならないことでもあります。東日本大震災から私たちはこれまでにこの震災から多くの教訓を
得てきたはずです。7月28日、幼保連携型総合施設整備の策定委員会で計画候補地の検討が行われ、総
合評価1位が旧大宜味小学校。当敷地の南側に避難ルートが確保されていますが、子供たちが円滑に避
難できるように整備する必要があります。2位が埋立地結の浜地区、高台への避難ルートが確保されて
おりますが、国道58号を横断しなければならぬため危険が生じ、ゼロ歳児などの避難はバス移動であ
ると評価しております。しかし、村は幼保連携型総合施設については避難行動の協力を得やすい村役場
の隣接した大宜味小学校跡地に設置予定だとしておりました。また、耐震制導入前の昭和47年に建設さ
れた役場庁舎は、国の市町村役場機能緊急保全事業財政措置が図れます。役場庁舎と幼保連携型総合施
設の設置調整可能な時期にわずかな土地の確保が厳しいとの理由で防災の意識や策定委員会が出した評
価を覆し、埋立地に選定しています。村内の低地にあった重度身体障害者施設や消防署分遣所は東日本
大震災の教訓を生かし、避難をしなくてもよい高所に移転した身近な事例があります。子供たちの命を
守るために避難をしなくてもよい高台に幼保連携型総合施設の設置が基本で理想的であります。村は複
数の幼保連携型総合施設の候補地を示した中から策定委員会が総合1位とした旧大宜味小学校を尊重す
べきで覆してはなりません。また、災害時における車での移動はリスクが高まります。本村の未来を担

う子の命を守るために安心が得られないまま事業を進めることに対し、反対せざるを得ません。どうか、本案に対する議員各位の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報

告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号、陳情第11号、陳情第14号、陳情第15号及び陳情第16号の一括上
程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 陳情第9号 国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書、日程第8 陳情第11号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情、日程第9 陳情第14号 学校教職員の労働環境の改善を求める陳情、日程第10 陳情第15号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請(陳情)、及び日程第11 陳情第16号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書の5件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 177 号

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
9 (継続審査)	平成29年 8月30日	国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
11	平成29年 9月11日	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
12	平成29年 9月11日	過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情	審議未了	—	—
13	平成29年 9月11日	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情	審議未了	—	—
14	平成29年 9月11日	学校教職員の労働環境の改善を求める陳情	採 択	—	—
15	平成29年 10月11日	子どもたちの未来を守るための施策を求める要請（陳情）	一部採択	—	—
16	平成29年 11月10日	介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました陳情第9号、陳情第11号～陳情第16号について、12月13日午後1時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第9号、陳情第11号、陳情第14号及び陳情第16号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第15号については一部採択すべきものと決定しました。陳情第9号、陳情第11号及び陳情第16号採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第9号 国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第9号は、採択することに決定しました。

これから陳情第11号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第11号は、採択することに決定しました。

これから陳情第14号 学校教職員の労働環境の改善を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 学校教職員の労働環境の改善を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第14号は、採択することに決定しました。

これから陳情第15号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請(陳情)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 子どもたちの未来を守るための施策を求める要請(陳情)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は陳情要請事項のうち1番目、3番目、5番目の項目についてのみ採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり一部採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第15号は、一部採択することに決定しました。

これから陳情第16号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第16号は、採択することに決定しました。

◎陳情第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第12 陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(陳情)を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第178号

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
17	平成29年 12月4日	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（陳情）	採 択	—	—

（大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました陳情第17号について、12月13日午前11時30分審査予定を繰り上げて午前10時40分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（陳情）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第17号について討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（陳情）を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって陳情第17号は、採択することに決定しました。

◎意見案第10号及び意見案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ **議長（平良嗣男）** 日程第13 全員発議により提出されました意見案第10号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書（県）及び日程第14 全員発議により提出されました意見案第11号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書（国）の2件を一括して議題とします。

提案者から一括して提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ **6番（前田 孝）** それでは、ただいま一括議題となりました意見案第10号及び意見案第11号について提案いたします。

まず、意見案第10号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 仲井間宗利 安里重和 大城佐一 宮城辰徳 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 日本国憲法の地方自治の原則と第25条、国保法第一条の精神に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」を改善発展させる為。

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、「国保運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めています。会合の議事録によれば、県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」をめざし、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされています。

国保は「低所得者」や「高齢者」が多く、広域化や民間保険の原理では解決しない構造的問題を持っています。

県社保協の「高齢者の医療介護くらしのアンケート」でも、高齢者の貧困を反映し、8割の方が「生活が厳しいので自己負担引き上げに反対」しています。高齢者と家族の暮らしは、これ以上の国保料の引き上げを許せないレベルになっているのです。「疾病」や「障害」「高齢による衰弱」などは、自己責任では解決しないことが歴史的に明らかになる中で、基本的人権の内容が発展し、公的医療保障を中心とした「社会保険」「社会保障」の仕組みが前進してきました。国民健康保険制度は、社会保障の中でも、生保の前の「最後の砦」ともいえる制度であり、そのために国庫補助が大きな役割を果たしています。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大きく低下しています。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響で、補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきました。

こうした中で、沖縄県においては、定率の国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」など、実現は困難です。「協会けんぽ」など他保険に比べても高すぎる保険料となっている現状を考えても、住民が医療を受ける権利や暮らしを第一に考えて、慎重に対応すべき課題であると考えます。

8月30日に公表された「保険料試算」では、公的支援金のほかに、前期高齢者補助金の増加、医療費の減少などの要因により、一人当たり25000円もの保険料引き下げが可能であることがわかりました。もともと高すぎる保険料は、解決すべき構造的な問題の一つであり、公的支援金を投入する理由の一つでもありました。この機会に思い切って、保険料負担を下げること、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請します。

60年ぶりとなる国保の大改革「国保の県単位化」にあたっては、主権者である住民の意見を十分にひろいあげ、日本国憲法の地方自治の原則と第25条、国保法第一条の精神に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」を改善発展させていただきますよう、引き続きご尽力をお願い申し上げます。

記

1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たせるようご配慮お願いいたします。

2. とりわけ、国保料については、すでに所得に対して「高すぎる」水準です。せめて「協会けんぽ」の水準をめざして、抑制をはかるために、定率国庫補助の増額を国に強く要請してください。国庫補助の増額が得られるまでは、自治体の法定外繰入で保険料負担の引き下げをお願いします。とりわけ「前期高齢者の人口」に基づく国保補助金算定について、これまでの差額分も含め補填されるよう国に要請をお願いします。

3. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難です。統一保険料を目指し、国庫補助の増額が得られない内に「法定外繰入の段階的解消」を市町村に迫れば、保険料引き上げや強引な保険料徴収が強まり、現状でも格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられません。これからも各市町村の実情に即した保険料となるよう市町村の自主性の尊重を国に要請するようお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県知事

次に、意見案第11号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

提出者 前田 孝 仲井間宗利 安里重和 大城佐一 宮城辰徳 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由としては、前の意見案第10号と一緒にございますので割愛させていただきます。

意見案第11号の本文につきましても、意見案第10号と同文でございますので割愛させていただきます。記の要請事項を申し上げます。

記、1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たせるようご配慮をお願いします。

2. とりわけ、国保料については、すでに所得に対して「高すぎる」水準です。せめて「協会けんぽ」の水準をめざして、抑制をはかるために、定率で国庫補助の増額をお願いします。

3. 前期高齢者人口に基づく補助金算定はこれまで沖縄県市町村国保財政に大きなマイナスとなってきました。これまでの不足分の補填をお願いします。

4. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難です。統一保険料を目指し、国庫補助の大幅増額の得られない内に「法定外繰入の段階的解消」を市町村に迫れば、保険料引き上げや強引な保険料徴収が強まり、現状でも格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられません。これからも各市町村の実情に即した保険料となるよう市町村の自主性の尊重をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第10号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第10号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書(県)を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に意見案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第11号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第11号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書(国)を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第11号は、原案のとおり決定しました。

◎意見案第12号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第15 全員発議により提出されました意見案第12号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰徳議員 登壇)

○ 5番(宮城辰徳) 意見案第12号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 仲井間宗利 安里重和 前田 孝 大城佐一 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 教職員定数法改正等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望するため。

教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書

日々の教育の発展のために、ご協力いただいていることに敬意を表します。

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、教育現場では益々困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じたきめ細かい指導や、ゆとりある授業が求められています。日本の学校の「1学級40名」の定数が国際的にみて異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな要因の一つであることは依然から指摘されてきました。

国としては教職員定数改善計画で、2011年度から「1年生35人学級」がスタートし、2012年度加配定数で「2年生35人学級」とすすんでいます。

さらに、地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない現在47都道府県で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。

沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学1, 2年生において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生、2014年度から中学1年生、2016年度から小学4年生において「35人以下学級」の適応が行われています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。ぜひ、教職員定数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第12号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第12号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第13号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第16 全員発議により提出されました意見案第13号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰徳議員 登壇)

- 5番(宮城辰徳) 意見案第13号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 仲井間宗利 安里重和 前田 孝 大城佐一 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持され、まずは以前の2分の1に復元するように強く要請する為。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。

さらに、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされないまま、2005年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、2006年度から国の負担割合を2分の1から3分の1へと削減しています。

そのような中、今後の予算編成に際して、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国

庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きもあります。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても、島嶼県である沖縄においては、小規模校が多いことから、都市部に比べ、より多くの教員を配置せざるを得ない状況にあります。今後はこのような地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧されます。このような事態になれば、沖縄県のようなもともと零細な地方財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減につながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがあります。

よって、政府におかれては、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持され、まずは以前の2分の1に復元するように強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第13号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第13号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第14号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 全員発議により提出されました意見案第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。9番 東 武久議員。

(9番 東 武久議員 登壇)

○ 9番(東 武久) 意見案第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 東 武久 安里重和 宮城辰徳 仲井間宗利 金城 勇 吉濱 覺 大城佐一

賛成者 前田 孝

提案理由 平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて、十分な財源の確保、人員の確保を求め、介護の現場を守り介護保険制度を改善し、住民の生活を守る為。

介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書

度重なる介護保険制度の見直しで、利用料の引き上げ、利用の制限や市町村に介護費用の削減を迫るしくみの導入などが進んでいます。現状でも、利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

介護報酬の引き下げのため、介護事業所の経営も事業閉鎖や倒産に追い込まれています。

他産業と比べ、給与が低いため、募集しても人が集まらず、労働条件が悪くなり、離職者が増える悪循環がひどくなっています。

2016年度、介護事業所の倒産は過去最悪で106件94億円でしたが、2017年度は1-8月までですでに121億円と、金額で最悪記録を更新しています。

このまま、政府の計画通り、2018年度の介護報酬改定も引き下げとなれば、事業所倒産や閉鎖がさらに進むことは明らかです。

また、要支援だけでなく、要介護度1, 2のサービスを介護保険から外し、市町村事業へ移す計画もあります。制度見直しの先行モデルとされる自治体で、軽度者が介護保険の認定から外れ、サービスの受け皿がない実情などの問題点がマスコミでも報道されています。

この計画が進めば、専門職の関与が薄くなり、介護の質が低下します。包括支援センターの業務が過多となり、相当な人員配置が保障されない限り、十分な相談支援ができなくなります。ボランティアへ過度の責務がかかり、介護事故の危険や状態悪化の見落としが危惧されます。そして何より、財政力や受け皿の差によりサービスの市町村格差の拡大は進むでしょう。

介護の現場を守ること、介護保険制を改善することは、県民の生活を守ることです。

平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて、十分な財源の確保、人員の確保を求めるものです。

記

1. 生活援助をはじめ、介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと。
2. 新総合事業(市町村事業)の予算上限を撤廃し、介護の質を守り、必要な介護をどの市町村でも提供できるよう制度を見直すこと。
3. 介護従事者の処遇を改善し、事業所の経営収支の悪化を食い止めること。
4. 以上を実現するために政府の責任で、介護報酬などで必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第14号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第14号 介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第3号及び意見案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 全員発議により提出されました決議案第3号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議及び日程第19 全員発議により提出されました意見案第15号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書の2件を一括して議題とします。

提案者から一括して提案理由の説明を求めます。4番 金城 勇議員。

（4番 金城 勇議員 登壇）

○ 4番（金城 勇） 決議案第3号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議 上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 金城 勇 仲井間宗利 宮城辰徳 吉濱 覺 安里重和 大城佐一 前田 孝

賛成者 東 武久

提案理由 住民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し関係機関へ強く抗議する為。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、米軍公用車のトラックと、右折しようとしていた軽トラックが衝突し、運転していた那覇市の男性会社員が死亡する事故が発生した。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。

本村議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍を始め関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による飲酒運転事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

特に今回、公用車が公務外に使用されているという事実を鑑みると、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ない。米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分に調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。よって、本村議会は、住民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 被害者遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
2. 在沖米海兵隊の早期の国外、県外への移転を行うこと。
3. 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。
4. 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。
5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上のとおり決議する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

次に意見案第15号、意見案についてはほぼ同文であります、「日本政府においては、このような事故が再び起こることがないように米軍に毅然とした態度で臨むべきである。」という文面をつけ加えて、あとは同文でありますので、宛先のみを申し上げます。

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議を採決します。

決議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第15号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第15号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書を採決します。

意見案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第15号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成29年第9回大宜味村議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員